

平成16年度において実績評価方式により評価しようとする総務省の政策等について

総務省では、平成15年度に実施している当省の政策について平成16年度に実績評価を行うこととしています。

今回、実績評価の対象政策及び当該政策の達成目標等について下表のとおり案を作成いたしました。評価は、目標の達成状況を客観的な指標等によって測定することを中心に政策に係る現状及び課題等を分析する方法により行うものですが、目標の達成状況を的確に測定できる指標がないものについては、参考となる指標(指標欄において を付したもの)の状況を示すことにより当該政策に係る現状や課題等を明らかにして、国民への説明責任を果たしていきます。

項目	政策	達成目標	業務	指標又は参考となる指標(当該指標に係る目標、目標年次)	達成目標及び指標等の解説	政策の実績を総括すべき時期
ア 行政改革大綱等に沿った行政改革の推進・行政管理の実施	ア-1 国の行政組織等の減量・効率化	社会経済情勢の変化に対応した、簡素にして効率的な行政体制の実現 <small>（機構・定員について、メリハリのあるスリムな機構や定員を実現）</small>	・機構の新設・改廃、定員の配置・増減、独立行政法人及び特殊法人の新設等の審査 <small>（これと併せ、既存の業務・組織の見直しを実施）</small>	・16年度機構・定員等審査結果 <small>〔「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」記載事項の措置状況、定員削減計画の実施状況（10%の計画的削減、平成22年度末）、定員の純減数（25%純減を目指した定員削減に最大限努力、平成22年度末）等定量的指標を含む。〕</small>	P 国の行政組織等の減量・効率化は、毎年度の機構・定員等審査を通じ実現されていく政策であり、各年度の審査結果を、「社会経済情勢の変化に対応した、簡素にして効率的な行政体制の実現」という定性的な目標に照らして判断し、実績を評価する必要がある。 「減量・効率化計画」等において具体的な目標が設定されている事項については、審査結果を当該目標に照らし「進捗度」という形で評価を行うことが可能であり、これは「社会経済情勢の変化に対応した、簡素にして効率的な行政体制の実現」を判断する際の一つの要素となる。 （当該政策に係る主な法令、閣議決定等） ・中央省庁等改革基本法 ・国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画（H11.4.27閣議決定） ・新たな府省の編成以降の定員管理について（H12.7.18閣議決定） ・行政改革大綱（H12.12.1閣議決定）	平成18年度を中心に、各年度の評価において適宜総括
	ア-2 行政改革大綱等に基づく行政改革の推進	社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現	・行政改革大綱の記載内容の実施の推進、調整	・行政改革大綱のフォローアップの実施とその結果	P 現在取り組まれている各般の行革の多くは「行革大綱」に基づくもの。同大綱に定められた個別の施策は各府省において取り組まれるものであり、総務省（行政管理局）としては、実施状況をフォローアップすることによりその推進を図っている。 したがって、行革大綱のフォローアップの実施とその結果をチェックすることは、現在の政府全体としての行革の実施状況をチェックすることにつながり、これは、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政が実現されているかどうか総合的に判断する場合の目安となる。 （当該政策に係る主な法令、閣議決定等） ・行政改革大綱（H12.12.1閣議決定）	平成18年度

項目	政策	達成目標	業務	指標又は参考となる指標(当該指標に係る目標、目標年次)	達成目標及び指標等の解説	政策の実績を総括すべき時期
	ア-3 適切な設立許可・指導監督等による公益法人行政の推進	所管官庁が行う公益法人の設立許可及び指導監督の統一性、整合性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 公益法人の設立許可及び指導監督の統一性、整合性を確保するための調整の実施 公益法人概況調査等の各種調査の実施 「公益法人に関する年次報告」の作成 公益法人の情報公開の推進 公益法人に従事する職員に対する研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 指導監督基準等の遵守状況 各種申合せの実施状況 公益法人データベースの利用状況(アクセス数 12 万件、平成 15 年度) 公益法人行政に従事する職員を対象とした研修等の開催状況(総務省主催の中央省庁研修会及び全国研修会を各 1 回開催、各省庁や都道府県が開催する研修会等に 10 回参加、平成 15 年度) 公益法人会計基準の見直し 	<p>『「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について』(平成 8 年 9 月 20 日閣議決定)は、適合させるための措置期限を平成 12 年度末までとされており、各所管官庁においては、各公益法人がこれらの基準に適合するよう指導していくことが強く求められている。さらに、一部公益法人の不祥事を契機として、公益法人に対する指導監督の充実が急務となった。</p> <p>このため、総務省では、国民から信頼される公益法人の在り方の確立のため、所管官庁が行う公益法人の設立許可及び指導監督の統一性、整合性を確保するための調整の実施や公益法人行政に従事する職員を対象として研修の開催等を行っている。</p> <p>公益法人の指導監督基準等への適合状況、各種申合せ等の実施状況、公益法人行政に従事する職員を対象とした研修の開催状況等について総合的に評価することは、公益法人の設立許可及び指導監督の統一性、整合性の確保が得られたのかどうかについて判断する場合の目安として適当なものであると考えられる。</p> <p>(当該政策に関連する主な法令、閣議決定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 民法(明治 29 年 4 月 27 日法律第 89 号) 公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令(平成 4 年 4 月 30 日政令第 161 号) 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について(平成 8 年 9 月 20 日閣議決定) 公益法人の指導監督体制の充実等について(平成 13 年 2 月 9 日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ) インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて(平成 13 年 8 月 28 日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚幹事会申合せ) 	平成 18 年度
イ 政策評価制度の推進並びに行政評価等及び行政相談の実施	イ-1 政策評価制度の推進	政策評価制度の円滑かつ効果的・効率的な実施を図るとともに政策評価の取組を促進し、政策評価の質の向上を図ること	<ul style="list-style-type: none"> 政策評価の適切な実施及びその結果の予算への反映の推進 政策評価に関する情報の収集、提供 国民に対する政策評価に関する広報活動の実施 政策評価に関する統一研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 政府における政策評価の質の向上を図るための取組事例 政策評価に関する情報へのアクセス件数(60,000 件、15 年度) 統一研修受講者の参考度・理解度(注)(参考度:90%・理解度:80%、15 年度) <p>(注)参考度=(アンケートで「とても参考になった」及び「参考になった」と回答した受講者数)÷(アンケートを回収した受講者数)×100</p> <p>理解度=(アンケートで「よく理解できた」及び「理解できた」と回答した受講者数)÷(アンケートを回収した受講者数)×100</p>	<p>政策評価制度は、平成 13 年 1 月に導入されて間もないことから、制度の着実な定着・発展を図っていくことが必要であり、このため、「政策評価制度の円滑かつ効果的・効率的な実施を図るとともに政策評価の取組を促進し、政策評価の質の向上を図ること」を達成目標として掲げているところである。</p> <p>また、この目標の達成状況を把握するためには、以下のような点を総合的に勘案することが必要であることから、これらに関連する指標を設定するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価法及び基本方針に基づく政府の政策評価の取組状況 政府における政策評価の質の向上を図るための取組状況 政府が蓄積・提供している政策評価関係情報についての国民の入手状況(「政策評価の総合窓口」の利用状況) 政策評価に関する統一研修の受講者に対する効果 <p>なお、評価法附則第 2 条において、法施行後 3 年を経過した場合における法施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされていることから、当該時期である平成 17 年度を当面の目標年次に設定している。</p> <p>(当該政策に関する主な法令、閣議決定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成 13 年法律第 86 号) 「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」(平成 13 年政令第 323 号) 「政策評価に関する基本方針」(平成 13 年 12 月 28 日閣議決定) 	平成 17 年度 (評価法の見直し時期にあわせて総括)

項目	政策	達成目標	業務	指標又は参考となる指標(当該指標に係る目標、目標年次)	達成目標及び指標等の解説	政策の実績を総括すべき時期	
イ - 2 評価専担組織として行う政策評価の実施		各府省の政策について、統一性・総合性を確保するための政策評価を実施するとともに、各府省の政策評価の客観性・厳格性を確保するための一連の評価活動を実施することにより、各府省の政策の見直し・改善の推進を図ること	・統一性・総合性確保評価の実施 ・客観性担保評価活動の実施	・評価書等に基づく関係府省の政策への反映の具体的な事例 ・審査の対象となる各府省の政策評価の実施数 ・各府省が実施した政策評価における客観性等の達成水準の改善状況	C P C	<p>評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の成果は、評価の結果がいかに関係府省の政策の企画立案に反映され、政策の見直し・改善がなされたかで表されること、評価の結果やそれに基づく勧告や意見に基づいてとった措置についてフォローアップを行うこととしていること等から、各府省の政策の見直し・改善の推進を達成目標として設定している。</p> <p>また、この目標の達成状況を把握するため、勧告等に基づく関係府省の政策の見直し・改善状況に関する指標を設定する。</p> <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等) ・「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号) ・「政策評価に関する基本方針」(平成13年12月28日閣議決定)</p>	平成17年度 (評価法の見直し時期にあわせて総括)
		政策評価の結果を適切に公表することにより、行政の透明性を高め、政策に対する国民の理解を深めること	・上記活動の成果物である評価書等の公表	・公表後1か月間における評価書等への平均アクセス件数(1,800件、15年度)	P		
イ - 3 行政評価・監視の実施		各行政機関の業務の実施状況について、必要な行政評価・監視(政策評価を除く。)を行うことにより、行政運営の改善を図ること	・行政評価・監視の実施	・評価・監視に係る勧告等に基づく関係府省の行政運営の見直し・改善の割合(80%、15年度) ・勧告等に基づく関係府省の行政運営の具体的な見直し・改善事例	C C	<p>行政評価・監視の成果は、勧告等を受けどのように関係府省の行政運営が改善されたかで表されること、勧告等に対する関係府省のその後の見直し措置状況は、総務省設置法に基づきフォローアップを行っている(勧告等実施からおよそ6ヶ月後及び1年半後)ことから、各府省の行政運営の見直し・改善を達成目標として設定している。</p> <p>また、この目標の達成状況を把握するため、勧告等に基づく関係府省の行政運営の見直し・改善状況(勧告等実施からおよそ6ヶ月後の状況)に関する指標を設定し、さらに、具体的な見直し・改善事例も勘案する。</p> <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等) ・「総務省設置法」(平成11年法律第91号)</p>	平成18年度
イ - 4 行政相談の実施		国の行政に関する苦情を広く受け付け、必要なあっせんを行い、その適切な解決の促進を図るとともに、これを行政の制度及び運営の改善に反映させること	・苦情の受付 ・必要な苦情あっせんの実施 ・行政相談委員意見の関係行政機関への参考通知	・苦情等のうち処理に要した期間が1か月以内であったものの割合(90%、15年度) ・苦情あっせんに基づく関係府省の行政制度・運営の具体的な見直し・改善事例 ・行政相談委員意見が反映された行政運営の具体的な見直し・改善事例	P C C	<p>行政相談は、公正・中立な立場から、国民の行政に対する苦情や意見・要望を広く受け付け、関係行政機関等にあっせんすることなどにより、その解決や実現を図るとともに、それらを行政運営の改善に反映させていくことを目的としていることから、苦情の解決の促進を図ること並びにこれを行政の制度及び運営の改善に反映させることを達成目標として設定している。</p> <p>また、この目標の達成状況を把握するため、行政相談の苦情の解決状況に関する指標を設定し、さらに、苦情あっせん及び行政相談委員意見に基づく具体的な見直し・改善事例も勘案する。</p> <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等) ・「行政相談委員法」(昭和41年法律第99号)</p>	平成18年度

項目	政策	達成目標	業務	指標又は参考となる指標(当該指標に係る目標、目標年次)	達成目標及び指標等の解説	政策の実績を総括すべき時期
		退職後の生活設計等に対する支援の充実	・退職準備プログラム等の導入、運用の促進・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・各府省の担当者に対する講習会の開催状況(全国4か所各1回開催、平成15年度) ・各府省における退職準備プログラム等の導入状況(各府省における対象職員に対する説明会の実施状況等) 	<p>一人一人の国家公務員が、退職後においても、主体的に生活設計を行い、充実した生活を送れるよう、退職後の生活設計等に対する支援の充実を図ることは、職員の充実した生活、ひいては、公務における能力の発揮、士気の維持・向上や組織の活性化のためにも重要であることから、退職後の生活設計等に対する支援の充実を達成目標として設定している。</p> <p>総務省では、各府省の担当者に対する講習会の開催を通じて、退職後の生活設計等に必要な知識や情報、相互啓発の機会等を提供し、各府省における退職準備プログラム等の実施を推進していることから、目標の達成状況を把握するため、各府省の担当者に対する講習会の開催状況や各府省における退職準備プログラム等の導入状況を指標として設定した。</p> <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国家公務員福利厚生基本計画」 ・「国家公務員高齢者雇用推進に関する方針」 	平成18年度
		再就職の公正性・透明性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・再就職状況の公表等 ・人材バンクの本格導入に向けた検討(人材情報及び求人情報の内容、利用方法等の必要な見直し等) ・早期退職慣行の是正の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・再就職状況の公表状況等 ・人材バンクの整備実績 ・人材バンクを通じた求人数 ・各府省における早期退職慣行是正の推進状況(種等幹部職員の平均勸奨退職年齢の3歳以上の引上げ、平成20年度) 	<p>行政に対する国民の信頼確保の観点から、国家公務員の再就職の公正性・透明性の確保は重要な課題となっていることから、再就職の公正性・透明性の確保を達成目標として設定している。</p> <p>総務省では、内閣官房とともに、退職した国家公務員の再就職の状況等を公表している。また、再就職についての公正で透明な仕組みの一つである人材バンクの円滑な導入に向けて、現在運用している試行人材バンクの制度運用上の問題点等を整理・検討するとともに、人材情報及び求人情報の内容、利用方法等の必要な見直しを行っている。さらに、いわゆる「天下り」の弊害を是正し、公務員が志を持って行政に専念できる環境を整備するため、政府全体として国家公務員の早期退職慣行の是正に取り組むことが重要であることから、内閣官房とともに各府省の推進状況のフォローアップを行うこととされている。</p> <p>このことから、目標の達成状況を把握するため、再就職状況の公表等、人材バンクの整備状況、人材バンクを通じた求人数及び各府省における早期退職慣行是正の推進状況を指標として設定した。</p> <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中央省庁等改革の推進に関する方針」 ・「公務員制度改革大綱」 ・「早期退職慣行の是正について」 	
ウ-3 国家公務員給与の適正な改定	人事院勧告制度尊重の基本姿勢の下での給与の適正な改定	<ul style="list-style-type: none"> ・給与関係閣僚会議の開催 ・給与改定の取扱方針の決定 ・給与法改正法案の作成及び国会提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・給与改定の取扱方針の閣議決定 ・給与法改正法の成立 	<ul style="list-style-type: none"> P P 	<p>人事院勧告制度は、国家公務員の労働基本権制約の代償措置の根幹をなすことから、政府としては、同制度を尊重するとの基本姿勢に立ち、国家公務員給与の適正な改定を行ってきたところである。</p> <p>平成15年度の国家公務員の給与の取扱いについても、人事院より勧告がなされれば、人事院勧告制度尊重の基本姿勢の下、国政全般との関連を考慮しつつ、誠意をもって検討を進め、給与の適正な改定を行う必要があることから、人事院勧告制度尊重の基本姿勢の下での給与の適正な改定を達成目標として設定している。</p> <p>給与改定の取扱方針については、給与関係閣僚会議で検討したうえで、閣議決定がなされ、これに基づき作成された給与法改正法案について、国民の代表で構成される国会において可決・成立されることにより、給与の適正な改定が行われるものであることから、目標の達成状況を把握するため、給与改定の取扱方針の閣議決定、給与法改正法の成立を指標に設定した。</p> <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般職の職員の給与に関する法律 ・公務員の給与改定に関する取扱いについて 	平成18年度

項目	政策	達成目標	業務	指標又は参考となる指標(当該指標に係る目標、目標年次)	達成目標及び指標等の解説	政策の実績を総括すべき時期
工 地方分権の推進	工-1 地方分権の推進	<ul style="list-style-type: none"> 国と地方の対等協力関係の確立 「地方にできることは地方に委ねる」こと 	<ul style="list-style-type: none"> 権限委譲の推進に向けた取り組み 今後の地方自治制度の在り方の検討 地方税財源の充実確保 市町村合併の推進 地方行革の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 合併後の市町村数 P 合併協議会等の設置数 P 人口規模別の市町村数 P 権限委譲等に関する検討について P 今後の地方自治制度のあり方の検討について P 行政改革大綱の策定状況 P 行政改革大綱中に掲げられた主な数値目標の設定状況 P 地方財源の充実確保について(地方財政計画の規模及び地方債計画の規模) P 地方行革指針通知後の行政改革大綱の見直し及び住民への公表状況 P 	<p>「地方にできることは地方に委ねる」との原則に基づき、地方分権改革推進会議や経済財政諮問会議などにおける審議の状況を踏まえながら更なる事務権限の委譲など地方分権の推進に積極的に取り組んでいるところである。その達成状況の把握にあたっては、様々な要素を様々な視点から総合的に検討する必要がある、適切な指標を示すことは困難であるが、「地方分権改革推進会議等での権限委譲に関する検討」の状況、「地方制度調査会での新しい地方制度の在り方等に関する検討」の状況、「国・地方の財源配分」の状況等は、国と地方の対等協力関係の確立などの達成状況を把握するうえで参考になるものである。</p> <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政改革大綱(平成12年12月1日閣議決定) 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002(平成14年6月25日閣議決定) 地方分権改革推進会議「事務・事業の在り方に関する意見」(平成14年10月30日) 	平成18年度
オ 地方公務員行政の推進	オ-1 分権時代にふさわしい地方公務員制度の確立	<ul style="list-style-type: none"> 地方分権の進展に伴う地方公共団体の効率的かつ適切な行政運営に資するため、公務員制度改革大綱(平成13年12月25日閣議決定)に基づき、地方公務員制度を改革 公益法人等派遣法の円滑な運用の推進 任期付研究員制度の円滑な運用の推進 一般任期付採用法の円滑な運用の推進 新たな再任用制度の円滑な運用の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員法改正案の企画・立案 公益法人等派遣法の運用状況の把握、助言等 任期付研究員法の運用状況の把握、助言等 一般任期付採用法の運用状況の把握、助言等 新たな再任用制度の運用状況の把握、助言等 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員法改正案の国会提出(1回 平成15年度) P 公益法人等派遣法に係る条例制定団体数 C 任期付研究員法に係る条例制定団体数 C 一般任期付採用法に係る条例制定団体数 C 再任用実施団体数 C 	<p>分権時代にふさわしい地方公務員制度を確立すること等が求められているが、この政策目標を実現するためには、国家公務員制度や民間の労働法制を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に応じて総合的に取り組む必要がある、また、その達成状況の把握にあたっては、諸要素を様々な視点から総合的に検討する必要がある、適切な指標を示すことは困難であるため、以下のような指標や参考となる指標を総合的に勘案して、目標の達成状況の把握に努めることとしている。</p> <p>地方公務員制度の改革については、地方自治の本旨に基づき、地方公共団体の実情を十分勘案しながら、国家公務員法改正と同時期に地方公務員法の所要の改正を行うなど、国家公務員制度の改革スケジュールに準じて速やかに所要の改革を実施することとしている。</p> <p>また、各地方公共団体が分権時代にふさわしい形で地域の実情に応じた任用等を行うために、公益法人等派遣法(平成14年4月施行) 任期付研究員法(平成12年7月施行) 一般任期付採用法(平成14年7月施行)及び再任用制度(平成13年4月施行)を導入したところである。各地方公共団体の規模や実情は様々であるが、分権時代にふさわしい多様な地方公務員制度の確立という観点から、制度を導入した団体数等はこれらの制度の有効性を把握するうえで参考となるものである。</p> <p>公務員の共済年金制度は地方公務員制度にとって重要なものであり、当該制度改革の重要な課題である地方公務員共済年金制度と国家公務員共済年金制度の財政単位の一元化の検討状況を示す、総務省及び財務省による「公務員共済年金財政単位一元化研究会」における検討状況を当該業務の達成状況を示すものとして指標とするものである。</p>	平成18年度
		<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員共済年金制度と国家公務員共済年金制度の財政単位の一元化 	<ul style="list-style-type: none"> 地共済と国共済との財政調整方式、保険料率の一本化方式の検討及び、その結論を踏まえた法改正作業 	<ul style="list-style-type: none"> 地共済と国共済との財政調整方式、保険料率の一本化方式の検討の実施状況 P 地方公務員等共済組合法改正案の国会提出(1回 平成15年度) P 公務員共済年金財政単位一元化研究会の開催(2回、平成15年度) P 	<p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公務員法 公務員制度改革大綱(平成13年12月25日閣議決定) 地方公務員等共済組合法 公的年金制度の一元化の推進について(平成13年3月16日閣議決定) 	

項目	政策	達成目標	業務	指標又は参考となる指標(当該指標に係る目標、目標年次)	達成目標及び指標等の解説	政策の実績を総括すべき時期
	オ-2 地方公共団体の定員管理及び地方公務員の給与の適正化の推進	定員管理の適正化による簡素で効率的な行政体制の整備及び給与水準、給与制度及びその運用に問題のある地方公共団体について適正化を推進	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体における定員適正化計画策定、その計画についての数値目標や定員の状況等について積極的な公表・広報の要請 地方公共団体への適正な定員管理への助言及び定員モデル等の地方公共団体への情報提供並びに地方公共団体定員管理調査の実施 給与制度等が不適正な団体に対する助言等及び地方公務員給与実態調査の実施。 各地方公共団体における職員給与の状況等の積極的な公表・広報の要請 	定員適正化計画の策定の状況 C 給与制度・運用の適正化実施団体数 C ラスパイレス指数 C 地方公務員数の推移 C ・定員や定員適正化計画及び職員の給与についての公表の状況 C (定員の状況の公表数： 2,363団体以上 C 定員適正化計画の数値目標の公表数： 978団体以上 C 給与の公表数： 2,802団体以上 C 平成15年度)	各地方公共団体の事務事業の量や性質、職員の職種・年齢構成をはじめとした人員の状況は様々であり、定員管理の適正化や給与の適正化の達成状況について適切な指標を示すことは困難であるが、定員適正化計画の策定状況や給与制度運用の適正化の実施団体数等は、これらの状況を把握するうえで参考となるものである。 定員管理及び職員給与の情報を提供することは各地方公共団体の行政体制等の現状について住民の判断を促すための材料ともなり得るものであり、目標の達成状況の一部を示すものと考えられることから、地方公共団体における定員管理及び職員給与の公表の実施団体数を指標とするものである。 (当該政策に係る主な法令、閣議決定等) ・公務員の給与改定に関する取扱いについて(平成14年9月27日閣議決定) ・新たな府省の編成以降の定員管理について(平成12年7月18日閣議決定)	平成18年度
	オ-3 地方行政を担う人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体における総合的・効果的な人材育成の推進 地方行政における男女共同参画の推進を図るための女性地方公務員の採用、登用、職域拡大等 地方公共団体における安全衛生の推進による職員の安全と健康の確保及び快適な職場環境の形成 	<ul style="list-style-type: none"> 人材育成基本方針の策定の要請 人材育成等アドバイザーの派遣 人材育成先進事例等の調査・研究、各地方公共団体への情報提供 各地方公共団体に対し、女性地方公務員の採用、登用、職域拡大等に積極的に取り組むよう要請、情報提供 安全衛生管理体制の整備状況の把握 安全衛生に関する各種施策の周知 安全衛生担当課長会議の開催等による健康管理体制充実のための助言 	各地方公共団体における人材育成基本方針の策定状況 C ・人材育成等アドバイザーの地方公共団体への派遣回数(11回、平成15年度) C 競争試験における女性の合格者数の推移 C 地方公務員(一般行政職)の女性管理職等の登用状況 C 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況 C	地方自治・新時代に向けた地方公共団体の役割の増大に伴い、地方行政に必要とされる能力を有した意欲ある人材の育成・確保が重要な課題となっており、そのような課題に取り組む地方公共団体を支援しているが、この政策目標の達成状況は様々な要素を様々な視点から総合的に検討する必要があり、適切な指標を示すことは困難であるが、以下の指標や参考となる指標を総合的に勘案して目標の達成状況の把握に努めることとしている。 各団体の要望に基づき、人材の育成・確保及び人事管理に関する知識と経験を有する学識経験者、民間企業職員並びに国、地方公共団体の職員等の中から、依頼先の課題に応じ派遣を行い、それら専門的な立場から助言、情報提供を行う人材育成等アドバイザー制度を実施しているが、その活用状況は人材育成業務の達成状況を示すものとして指標とするものである。 女性地方公務員の採用、登用、職域拡大等の状況については、「地方公務員採用試験(受験者、採用者)における女性の割合」、「地方公務員に占める女性の割合」が、また、職員の安全と健康を確保及び快適な職場環境の形成については、地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況が目標の達成状況を把握するうえで、参考となるものである。 (当該政策に係る主な法令、閣議決定等) ・男女共同参画基本計画(平成12年12月閣議決定) ・労働安全衛生法	平成18年度
力 地方財源の確保等	力-1 地方財源の確保等	地方公共団体の財政運営に支障が生じないように所要の地方財源の確保を行うとともに地方交付税の算定を簡素化すること	<ul style="list-style-type: none"> 所要の地方財源を確保するため、地方財政計画の策定及び地方債計画の策定を行うこと 地方交付税の算定を簡素化すること 	地方財政計画における歳入歳出額 P 上記歳入見込額に占める一般財源の割合 P 上記歳入見込額に占める地方債の割合 P 地方の借入金残高 P 地方財政計画策定のために実施した地方財政対策(財源不足額の発生状況とその補てん内容) P 地方債計画の規模 P 地方交付税の算定簡素化の取組状況 P	地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の低迷、恒久的な減税に伴う影響、公債費の累増などにより、大幅な財源不足が生じる厳しい状況に置かれている。さらに、累次の景気対策等による借入金残高の急増や、地方分権の推進及び少子・高齢化による財政需要の増大が見込まれることから、地方公共団体の財政運営に支障が生じないように所要の地方財源の確保等を行うことが必要である。 上記の「地方財源の確保等」という政策目標については、地方財政計画等によって達成されるものであるが、左記の参考となる指標を総合的に勘案して、目標の達成状況の把握に努めるものである。 (当該政策に係る主な法令、閣議決定等) ・地方財政計画 ・地方債計画	平成18年度

項目	政策	達成目標	業務	指標又は参考となる指標(当該指標に係る目標、目標年次)	達成目標及び指標等の解説	政策の実績を総括すべき時期
キ 時代にふさわしい地方税体系の構築	キ-1 地方分権に資する地方税制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 税源移譲を含めた地方税源の充実確保 社会経済情勢の変化等に適切に対処した所要の税制改正 	<ul style="list-style-type: none"> 地方税制の企画・立案当局の立場から、国税を所管する財務省とともに、広く税制上の課題について取り組むとともに、税制調査会の事務局として、その調査・審議過程において必要な資料の作成・提出・説明を実施 税制調査会の答申等を踏まえ、所要の税制改正を行うため、関係法令案を作成 ホームページ等を用いた情報提供、各地方公共団体への説明等の広報を実施 地方公共団体の税務担当者に対して、税制改正の周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 税制改革についての答申 P 地方税制改正(案)要旨 P 税制改正による事項別増減収見込額 P 国・地方の財源配分 C 道府県税及び市町村税の税収の構成比 C 地方税収(地方財政計画ベース)の推移 P 歳入総額に占める地方税の割合の推移 C 主要税目の税収の推移 C 国民負担率の内訳の国際比較 C 地方公共団体の社会福祉系統経費と所得・消費・資産等の税収構成比の推移 C 個人市町村民税の納税義務者数の状況 C 個人住民税所得割の納税義務者数 C 個人住民税所得割の推移 P 個人住民税・所得税の人的控除等一覧 P 所得税・個人住民税の実効税率の国際比較 C 給与収入階級別の所得税・個人住民税負担額の国際比較 C 所得税・個人住民税の過去の抜本改革等による負担軽減の推移 C 個人住民税均等割の標準税率の改正と税収額の推移 C 法人住民税法人税割の税率の推移 P 法人所得課税の実効税率の国際比較 C 法人事業税の税率(標準課税)の推移 P 非課税等特別措置による減収額の状況 C 付加価値税率(標準税率)の国際比較 P 固定資産税収等と市町村歳出の推移 C 固定資産税(宅地)の税額算定の流れ(イメージ) P 商業地等の宅地に係る負担水準の状況 C 地方分権一括法による課税自主権の尊重 P 全国都道府県税務関係課長会議の開催(2回、平成15年度) P 	<p>地方自治の普及徹底に関する事務のうち地方税制に係るものや、地方税制に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整、地方税に関する制度の企画・立案に関すること等は、個別施策(事業)の実施主体として一定の計画に基づき行政活動を行っているわけではない。また、毎年度の税制改正は、予算要求と併せ提出される関係府省からの税制改正要望を受け、その時々社会経済情勢や財政状況等を踏まえながら検討されており、年度当初に目標を設定することは困難であり、その成果を、ある客観的な一定の指標等を用いて、一定の時期に定量的に分析し評価することは極めて困難であることから、左に掲げる参考となる指標を総合的に勘案して政策目標の達成状況の把握の参考とするものである。なお、全国都道府県税務関係課長会議の開催は、地方税法等の年度改正の周知を図り、地方公共団体の円滑な課税業務に資することから業務の達成状況の一部を示す指標とするものである。</p> <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等)</p>	平成18年度

項目	政策	達成目標	業務	指標又は参考となる指標(当該指標に係る目標、目標年次)	達成目標及び指標等の解説	政策の実績を総括すべき時期
ク 地方公共団体の行政体制の整備	ク-1 市町村合併の推進	与党行財政改革推進協議会における「市町村合併後の自治体数を1000を目標とする」という方針を踏まえて、政府としてもこの実現に向けて自主的な市町村合併を積極的に推進し、行財政基盤を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> 地方財政措置の充実、公共事業の優先採択・重点投資、予算施策による地方公共団体への支援 シンポジウムの開催、講師の派遣等により、地域住民及び地方公共団体の合併に対する啓発事業を実施する。 総務省のホームページにより、合併の必要性、メリット、現在の合併の動きなどの情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村数の推移 合併協議会等の設置数の推移 人口規模別の市町村数 	<p>「市町村の合併の特例に関する法律」が平成17年3月を期限としており、平成12年12月1日閣議決定の「行政改革大綱」では、 『与党行財政改革推進協議会における「市町村合併後の自治体数を1000を目標とする」という方針を踏まえて、自主的な市町村合併を積極的に推進し、行財政基盤を強化する。』とされており、政府としてもこの実現に向けて自主的な市町村合併を積極的に推進していく。</p> <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村の合併の特例に関する法律 行政改革大綱(平成12年12月1日閣議決定) 今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針(平成13年6月26日閣議決定) 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002(平成14年6月25日閣議決定) 	平成17年度
	ク-2 地方行革の推進	各地方公共団体において行政改革大綱を作成し、その内容を実現	<ul style="list-style-type: none"> 行政改革の推進の要請 行革の実施状況の定期的なフォローアップ 	<ul style="list-style-type: none"> 行政改革大綱策定率(100%) 地方行革指針通知後の行革大綱の見直し及び住民への公表状況 行政改革大綱中に掲げられた主な数値目標設定の設定状況 地方行革関係の取組状況等を発信している地方行革関係ホームページの月平均アクセス件数 	<p>各地方公共団体の行政改革大綱の策定の有無は、地方行革の取組みの状況を示すものであることから行政改革大綱の策定率を指標として定めている。</p> <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政改革大綱(平成12年12月1日閣議決定) 	平成18年度
	ク-3 地方公共団体の行政運営における公正の確保と透明性の向上	公正な行政手続や情報公開に係る住民の権利を制度上確保	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続条例、情報公開条例の制定に関し、情報提供、助言 制定状況の定期的なフォローアップ 	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続条例の策定状況(100%、平成17年度) 情報公開条例の制定状況 	<p>行政手続条例や情報公開条例の制定の有無は、行政運営における公正の確保等の取組みの状況を示すものであることから、これらの策定率を指標として定めている。</p> <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続法第38条 情報公開法第41条 	平成18年度
ケ 自立した地域社会の形成	ケ-1 地方公共団体の地域づくりの支援	地方公共団体において、地域の活性化に向けた自主的・主体的な地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域の活性化を目指す地方公共団体の積極的な基盤整備事業に対する取り組みへの支援 	<ul style="list-style-type: none"> 地域活性化事業(循環型社会形成事業、少子高齢化対策事業、地域資源活用促進事業)を行った地方公共団体数 	<p>地方公共団体の自主的・主体的な地域づくりを支援する事業であるため、本来、その評価は、総体的な事業数等によってではなく、各地方公共団体において、個々具体的な事業の中身及びその成果に基づいて行われるべきものである。</p> <p>しかしながら、各地方公共団体における地域活性化事業の活用状況は、自立的・主体的な地域づくりの取組に関する1つの傍証となり、また、制度のあり方に対し一定の示唆を与えるものと考えられるため、指標として定めている。なお、平成14年度においては約128団体であった。</p> <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等)</p>	平成18年度

項目	政策	達成目標	業務	指標又は参考となる指標(当該指標に係る目標、目標年次)	達成目標及び指標等の解説	政策の実績を総括すべき時期
	ケ-2 過疎地域の自立促進	過疎地域自立促進特別措置法の目的である過疎地域の自立促進・活性化を図ること	<ul style="list-style-type: none"> 過疎対策に関する調査業務の企画・実施、「過疎対策の現況」の取りまとめ、全国過疎問題シンポジウムその他の各種会議の開催等による地方公共団体への情報の提供、啓発等 定住促進団地の整備及び交流施設の整備等に関する補助事業の企画・実施 	<ul style="list-style-type: none"> 過疎対策に関する調査(5本程度、平成15年度) P 全国過疎問題シンポジウム等過疎対策関係会議(7回程度、平成15年度) P 補助事業により整備した定住促進団地の整備戸数(98戸、平成15年度) P 補助事業により整備した交流施設の数(10箇所、平成15年度) P 補助事業により整備した交流施設の利用者数 C 	<p>過疎地域の人口の割合は総人口の約6%であるが、過疎地域市町村は全国の市町村数の約3分の1、面積では国土の約2分の1を占める状況にある。</p> <p>過疎地域市町村においては、住民生活の基本的な部分において未だ残されている格差是正を図る必要がある一方で、「多様で美しく風格ある国づくりへの寄与」という新たな役割を果たしていくことが求められており、過疎地域市町村及び関係都道府県では、平成12年3月に10年間の時限立法として制定された過疎地域自立促進特別措置法に基づいて、国の支援制度を活用しながら、過疎地域の自立促進・活性化を図っている。</p> <p>各種調査業務の実施及びシンポジウム、各種会議の開催により、地方公共団体への情報提供や啓発が進展すると考えられるため、当該業務の達成状況を示す指標とするものである。</p> <p>また、定住促進団地の整備戸数や交流施設の整備数は、過疎地域の自立促進・活性化のために、定住者の確保や地域振興等の期待される効果が得られたかどうかについて総合的に判断する場合の指標として定めている。なお、平成15年度予算上定住促進団地98戸、交流施設10箇所の整備に対し補助することを予定しており、これを指標に係る目標とした。</p> <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 過疎地域自立促進特別措置法 今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針(平成13年6月26日閣議決定) 	平成18年度
	ケ-3 地方公共団体の国際化施策の推進	地方公共団体における国際交流・国際協力が積極的に展開	<p>地方公共団体の国際化の取組を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> JETプログラムの推進 自治体職員協力交流事業の推進 自治体国際協力専門家派遣事業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 外国青年の招致人数累計(延べ47,000人程度、平成18年度末) P 自治体職員協力交流事業の受入研修員数累計(延べ800人程度、平成18年度末) P 自治体国際協力専門家派遣事業の専門家派遣数累計(延べ45人程度、平成18年度末) P 	<p>近年、地方公共団体においては、従来の友好親善的な交流に止まらず、自らがノウハウを有する分野における国際協力や経済交流など、その取組は多様化している。このような状況の下、各地方公共団体における国際交流、国際協力等の地域レベルでの国際化のための取組を積極的に推進していくことが必要であり達成目標を実現する手段として行っているJETプログラム、自治体職員協力交流事業、自治体国際協力専門家派遣事業の状況を示すものとして左記の指標を定めている。</p> <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域国際交流推進大綱の策定に関する指針について(平成元年2月14日付け自治画第17号) 自治体国際協力推進大綱の策定に関する指針について(平成7年4月13日付け自治国第5号) 	平成18年度
	ケ-4 地方自治分野における国際交流・国際協力	相手国との地方自治分野における交流・協力関係が強化	日韓・日中内政関係者セミナー、トップ・マネージャーセミナー等の開催	<ul style="list-style-type: none"> 日韓・日中内政関係者セミナー等の各種セミナーの実施件数(4回程度、平成15年度) P 	<p>東南アジア及び東アジアにおいては、近年、地方自治制度の整備が進み、地方行政に対する関心が高まってきつつあるところであり、このような状況の中で、我が国の地方自治制度等に関する情報提供などを行い、相互に地方行政等における諸課題について意見交換を行うことは、国際交流という観点のみならず、日本の国際社会に対する貢献の観点からも意義深いものであり、相手国との地方自治分野における交流・協力関係を強化していくことが必要であり、各種セミナーの実施状況は、その達成状況を示す指標として定めている。</p> <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等)</p>	平成18年度

項目	政策	達成目標	業務	指標又は参考となる指標(当該指標に係る目標、目標年次)	達成目標及び指標等の解説	政策の実績を総括すべき時期
	ケ-5 地方公共団体におけるPFI事業の推進	地方公共団体におけるPFI事業の円滑な実施	地方公共団体におけるPFI事業の円滑な実施を支援 ・(財)地域総合整備財団と連携し、地方公共団体の取組を支援 ・地方財政措置	・地方公共団体におけるPFI事業の実施件数(累計) ・PFI事業実施地方公共団体数(累計)	P P 社会資本整備の新たな手法としてPFIが注目を集め、平成11年7月に、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」が成立し、同年9月に施行され(平成13年11月に改正)、平成12年3月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針(総理府告示第11号)」等が公表された。PFIの推進は、民間事業者の新たな事業機会の創出を通じた経済の活性化のみならず、地方公共団体の行財政運営の改革にも寄与するものである。そのため、地方公共団体においてPFI事業が円滑に実施できるよう図ることについて達成目標とし、間接的ながら目標達成状況の把握に資するものとして、地方公共団体におけるPFI事業の実施件数及び実施団体数を指標として定めている。 (当該政策に係る主な法令、閣議決定等) ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年7月30日 法第117号)	平成18年度
コ 地方公共団体の財政の健全化	コ-1 地方公共団体の公債費負担の適正化	公債費負担適正化計画策定団体が当該計画に基づき起債制限比率を一定水準以下に下げること	・公債費負担適正化計画の対象とされた地方債の利子等の一部に対する特別交付税措置等	・公債費負担適正化計画(平成15年度完了予定の9団体)の完了の割合(100%、平成15年度)	C C 基礎的自治体である市町村については、公債費負担が増大していること等から、財政運営に支障が生じたり、社会資本の整備、地域福祉の充実等の要請に応えられない団体が増加することが懸念されている。そのため、自主的に公債費負担適正化計画を策定し、公債費負担の軽減に取り組む場合に財政上の支援措置を講じているところである。したがって、公債費負担適正化計画に基づき起債制限比率を一定水準以下に下げることにより、公債費負担の適正化が図られたと考えられるため、当該計画の完了の割合を指標として定めている。 (当該政策に係る主な法令、閣議決定等)	平成18年度
	コ-2 辺地に係る財政上の特別措置の実施	平成11年度末において7,703カ所ある辺地地域数の減少	・辺地地域の公共的施設の整備を促進することにより、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ること(辺地対策事業債の配分の実施)	・辺地数の推移 ・年度前半における辺地対策事業債の配分率(地方債計画額の97%以上、毎年度)	C C 「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」は、辺地とその他の地域における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を目的としており、格差是正により「辺地」の適用外となる必要がある。 また、年度前半に辺地対策事業債の大半を配分(追加要望に対応するため一部保留)することは、辺地を有する市町村における辺地対策事業の確実な執行に資することから、指標として定めている。 (当該政策に係る主な法令、閣議決定等) ・辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律	平成18年度
	コ-3 土地開発公社の健全化の推進	土地開発公社の長期保有土地の解消	・土地開発公社の借入金の増加を抑制するため、地方公共団体による一定の土地の再取得について支援	・経営健全化計画策定団体が設立した土地開発公社が5年以上保有する土地の簿価総額(平成11年度末に比し約6500億円の減少、平成17年度)	C C 土地開発公社の経営については、その設立・出資団体の責任において健全化が図られるべきものであるが、公社保有土地の再取得は、設立団体の財政運営に与える影響も大きいことから、財政状況により独力では困難な場合も見受けられる。このため、「行政改革大綱」(平成12年12月1日閣議決定)において、「土地開発公社が保有する土地の総額が地方公共団体の財政規模に比して過大である等により、特に健全化が必要な土地開発公社について、設立団体である地方公共団体が数値目標を明記した健全化5ヶ年計画を策定することとし、平成13年度から平成17年度までの間、本計画に基づく取組を積極的に促進する」こととされた。この計画に基づき、公社が長期にわたり保有する土地を減少させ、公社の健全な経営を確保することとしている。 (当該政策に係る主な法令、閣議決定等) ・行政改革大綱(平成12年12月1日閣議決定)	平成18年度

項 目	政 策	達 成 目 標	業 務	指標又は参考となる指標(当該指標に係る目標、目標年次)	達成目標及び指標等の解説	政策の実績を総括すべき時期
	サ-2 IPv6の普及促進	IPv6ネットワークへの速やかな移行を促進することにより、国民の多くが次世代インターネットプロトコルによるサービスの享受	<ul style="list-style-type: none"> インターネット基盤全体のIPv6への円滑な移行に向け、情報通信審議会「21世紀におけるインターネット政策の在り方」第2次中間答申における各種提言の実現 電気通信基盤充実臨時措置法に基づくIPv6対応ルーターに対する税制優遇措置、無利子・低利融資制度 	<ul style="list-style-type: none"> IPv6アドレス国内割当組織数 C IPv6対応サービス提供事業者数 C 国際会議等(ICANN政府諮問委員会等)への参加回数、働きかけ状況 P IPv6支援税制認定事業者数、対象設備数及び取得額 C 	<p>e-Japan 戦略及び e-Japan 重点計画において、インターネットの IPv6 への移行は我が国の目標として記載されている。また、「21 世紀におけるインターネット政策の在り方」(平成 14 年 8 月情報通信審議会中間答申)において、集中的・積極的に IPv6 への移行を推進することの必要性が提言されている。</p> <p>本中間答申において示された IPv6 への移行に向けたロードマップ等に基づき、モデル実証実験を通じたインターネット基盤全体の IPv4 から IPv6 への円滑な移行の推進や国際会議への取り組み等、必要な施策を実施する必要がある。</p> <p>IPv6 普及が進むと、ISP 等、IPv6 対応サービスを提供する事業者数が増加することとなり、新たに必要となる IPv6 アドレスを取得することとなることから、これらの事業者数の推移及び国内 IPv6 アドレスの割当組織数が IPv6 の普及の進捗状況を端的に表すことのできる数値であると考えられる。</p> <p>また、国際的な広がりを持つインターネットにおいて IPv6 の普及促進を図るには、世界各国との連携が重要であり、ICANN などの国際会議への参加、働きかけ状況が指標となると考えられる。</p> <p>税制優遇措置を受けるための電気通信基盤充実臨時措置法上の認定時における申請内容として把握することが可能であり、事業者の IPv6 の導入状況を定量的に示し、普及促進を計る指標項目として適当である。</p> <p>(当該政策に関係する主な法令、閣議決定等)</p> <p>e-Japan 戦略(H13.1 IT 戦略本部) e-Japan 重点計画(H13.3 IT 戦略本部) e-Japan 重点計画-2002(H14.6 IT 戦略本部) 「21 世紀におけるインターネット政策の在り方」(平成 14 年 8 月情報通信審議会第 2 次中間答申) 電気通信基盤充実臨時措置法(H3.4 法律第 27 号)</p>	平成 17 年度

項目	政策	達成目標	業務	指標又は参考となる指標(当該指標に係る目標、目標年次)	達成目標及び指標等の解説	政策の実績を総括すべき時期
	サ-3 地域における情報化の推進	教育、福祉等の住民サービスの向上、行政の効率化、情報格差の是正、地域の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・教育、福祉等の住民サービスの向上等のための地域公共ネットワークの整備(地域イントラネット基盤施設整備事業等) ・地域公共ネットワークを活用して、利便性の高いシステムを構築するためのソフト開発等に取り組む市町村等を支援。(情報通信システム整備促進事業) ・地域の活性化等のためのマルチメディア街中にぎわい創出事業 ・テレトピア構想の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共ネットワークの全国整備率(100%、平成17年度) ・実施事業数、展示・研修・交流施設利用者数 ・指定地域数、システム稼働数 	<p>IT革命を推進し、我が国を世界最先端のIT国家とするためには、電子自治体の基盤となる地域公共ネットワークの整備により、教育、福祉等の住民サービスの向上、行政の効率化、情報格差の是正、地域の活性化を図ることが必要であることから、これを達成目標とする。</p> <p>また、「全国ブロードバンド構想」(平成13年10月総務省)及び「e-Japan重点計画2002」(平成14年6月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)において、2005年度を目標とする地域公共ネットワークの全国整備が盛り込まれている。</p> <p>このため、総務省では地方公共団体に対し、具体的な整備計画の作成を要請するとともに整備状況の調査を行っている。</p> <p>学校、図書館、公民館、市役所等を高速・超高速で接続する地域公共ネットワークを整備することにより、教育、福祉等の住民サービスの向上等が図られることから、その整備状況を計るため地域公共ネットワークの全国整備率を指標とする。</p> <p>(当該政策に関係する主な法令、閣議決定等)</p> <p>「全国ブロードバンド構想～『世界最先端のIT国家』の実現に向けて～」(平成13年10月16日 総務省=抜粋)</p> <p>1.高速・超高速ネットワークインフラ整備</p> <p>(3)地域公共ネットワーク</p> <p>2005年度までに全国整備を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を実現するため、学校、図書館、公民館、市役所などを接続する地域公共ネットワークについて、電子自治体等を推進する観点から、2005年度までに全国整備を図る。 ・このため、地方公共団体に対し、具体的な整備計画の作成を要請するとともに、その実現に向けて必要となる財政上の支援措置の確保を図る。 <p>e-Japan重点計画-2002(平成14年6月18日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部=抜粋)</p> <p>重点政策5分野</p> <p>1.世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成</p> <p>(4)具体的施策 新たなネットワークインフラ等の形成推進</p> <p>ウ)光ファイバ網等の整備支援(総務省)</p> <p>高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの全国的な普及につき、2005年度までの実現を目指し、地方公共団体等への支援を行う。</p> <p>2.教育及び学習の振興並びに人材の育成</p> <p>(4)具体的施策 学校教育の情報化等</p> <p>ア)学校のIT環境の整備</p> <p>i) 2005年度までに、概ねすべての公立小中高等学校等が高速インターネットに常時接続できるようにするとともに、各学級の授業においてコンピュータを活用するため、必要な校内LANの整備やIT授業などに対応した「新世代型学習空間」の整備等を推進することにより、すべての教室がインターネットに接続できるようにする。</p>	平成17年度
	サ-4 情報通信による沖縄振興を通じた沖縄経済の自立化	情報通信による沖縄振興を通じた沖縄経済の自立化	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄における情報通信関連産業の集積を図るため、既存企業の振興を図るとともに新たな企業の立地促進を図る。また、高度な専門知識を有する人材の育成・確保、研究開発の促進、情報通信基盤の整備等を戦略的かつ機動的に促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄に進出した情報通信関連企業数、沖縄に進出した情報通信関連企業による雇用者数 	<p>沖縄は、その地理的条件、通信インフラ整備の諸計画等からみて、世界の情報通信ハブ基地として発展する可能性を秘めているものと考えられ、アジア・太平洋地域の増大する通信需要を踏まえると、将来的には世界に向けた情報ゲートウェイとしての役割が期待される。こうした沖縄の情報結節点としての潜在性に着目して、「沖縄国際情報特区構想」による諸施策を重層的に展開することにより、国内外の情報通信関連企業等の誘致による沖縄経済の活性化・自立化のための環境づくりをめざす必要がある。このため、情報通信による沖縄振興を通じた沖縄経済の自立化を達成目標としている。</p> <p>情報通信関連企業の沖縄への進出及び雇用が拡大することにより、達成目標である沖縄経済の振興及び自立が図られることから、沖縄に進出した情報通信関連企業数及びその雇用者数を指標とする。</p> <p>(当該政策に関係する主な法令、閣議決定等)</p> <p>沖縄経済振興21世紀プラン(平成12年8月沖縄政策協議会)</p> <p>沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)</p> <p>沖縄振興計画(平成14年7月内閣総理大臣決定)</p> <p>情報通信産業振興計画(平成14年9月沖縄県作成、内閣総理大臣・総務大臣・経済産業大臣同意)</p>	平成17年度

項目	政策	達成目標	業務	指標又は参考となる指標(当該指標に係る目標、目標年次)	達成目標及び指標等の解説	政策の実績を総括すべき時期
	<p>サー 5 新たな電波利用システムの導入</p>	<p>国民が電波を利用した低廉かつ多様なサービスの享受</p>	<p>新たな電波利用システムの導入のための制度整備を含む環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・無線アクセスシステム(FWA)の情報伝送容量の総和 C ・市町村の防災行政無線(同報系無線システム)の情報伝送容量の総和 C ・第四世代移動通信システムに係る業務の実施状況及び要素技術の確立時期 P ・狭域通信(DSRC)システムの多目的利用に係る環境整備完了時期(平成15年度)(ITS) P ・VHFデジタルリンクの無線局数 C ・AIS搭載を義務付けられる対象船舶数における搭載した船舶局数の割合(100%、平成20年度) C 	<p>電波は有限希少な資源であり、人命・財貨の安全の確保等の公共分野等において広く利用されることで国民の利便性が一層向上するものであることから、今後、国民が電波を利用した低廉かつ多様なサービスを楽しむことができるようにするため、新たな電波利用システムの導入を推進する必要がある。このため、これを達成目標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無線アクセスシステム(FWA)について、電気通信事業者が提供するシステムの普及に引き続き取り組むとともに、地方公共団体等が使用するFWAについて平成15年度中の制度化に取り組む。国民が無線アクセスシステムによるサービスを楽しむことができる状況を計るため、情報伝送容量の総和を指標とする。 ・第一線で防災業務に当たる市町村における防災行政無線(同報系無線システム)の高度化と普及促進により情報伝送能力の拡大を図ることにより、国民が防災行政無線サービスをより享受することができることとなる。このため、情報伝送容量の総和を指標とする。 ・第4世代移動通信システムの実現のため、要素技術の研究開発を推進、技術基準等の制度整備(平成22年度に実現を目標とする)の準備等について取り組む。国民が第4世代移動通信システムのサービスを楽しむために必要な環境整備の状況を計るため、要素技術の確立時期及び業務の実施状況を指標とする。 e-Japan 重点計画 2002: 最先端の高速無線インターネット環境やシームレスな通信サービスが可能な第4世代移動通信システムを実現することにより、世界最先端のモバイルIT環境の実現を図る。世界でトップレベルにある我が国の情報通信分野の技術と産業集積を活かして、世界をリードする技術開発を推進するとともに、国際標準化においても我が国が大きく貢献しつつ、2005年までに必要な要素技術を確立し、2010年までに実現を図る。 ・ETCの技術を応用した狭域通信(DSRC)システムの多目的利用の推進を図るため、所要の環境整備を行う。国民が狭域通信システムのサービスを楽しむために必要な環境整備の状況を計るため、環境整備完了時期を指標とする。 e-Japan 重点計画 2002: 一般利用者に対するサービスを2002年度中に全国の主要な料金所に拡大するとともに、交通の安全と円滑について考慮した上でETC専用レーンの整備を図り、概ね4年後を目途に都市高速道路においてETCに限定した利用を目指す。また、ETCの利用促進を図るため、2002年度中に前納割引制度を導入するなど、利用環境の整備を図る。さらに、ETCの技術を応用した狭域通信(DSRC)システムの多目的利用の推進を図るため、2003年度までに所要の環境整備を行う。 ・平成15年度、新東京国際空港(成田空港)等においてサービス開始予定。国民がVHFデジタルリンクによるサービスを楽しむことができる状況を計るため、無線局数を指標とする。 ・AISの導入は、SOLA条約の改正により決定され、その国内実施のための法令整備を2002年6月に完了。 AISは一定の船舶に対して2002年7月から2008年7月までの間に段階的に導入を義務付けられている。AISによるサービスを楽しむことができる状況を計るため、AISを搭載した船舶局数の割合を指標とする。 <p>(当該政策に関係する主な法令、閣議決定等) e-Japan 重点計画-2002(H14.6 IT戦略本部)</p>	<p>平成18年度</p>

項目	政策	達成目標	業務	指標又は参考となる指標(当該指標に係る目標、目標年次)	達成目標及び指標等の解説	政策の実績を総括すべき時期
	サー 6 地上放送のデジタル化の推進	地上放送のデジタル化への円滑な移行を推進し、デジタルテレビジョン放送の早期の普及を図ることにより、国民が高精細度放送を中心とするデジタル技術の特性を生かしたサービスの享受	<ul style="list-style-type: none"> 地上放送のデジタル化に伴うアナログ周波数変更対策業務 地上デジタル放送施設の整備を支援するための制度(税制、財投、無利子・低利融資、債務保証)の運用 地上デジタル放送免許等普及推進業務 	<ul style="list-style-type: none"> 三大広域圏における送信対策及び受信対策進捗率(100%、平成18年度) 認定事業者数、証明事業者数、財投、無利子・低利融資件数、債務保証件数 デジタル放送に係る免許制度の整備状況 	<p>C</p> <p>P</p> <p>P</p> <p>地上放送のデジタル化は、我が国のほぼ全世帯に普及しているテレビをデジタル化し、家庭における身近で簡便なIT基盤を形成するものであり、多くのメリットを国民にもたらすものであり、地上放送のデジタル化の推進に向け、環境整備を図る必要がある。</p> <p>アナログ周波数変更対策業務は地上デジタル放送を開始するための前提となるものであり、受信対策進捗率、送信対策進捗率の指標は、当該業務の進捗状況を的確に反映しているため。</p> <p>地上デジタル放送施設の整備を支援するための制度は、地上デジタル放送の開始に必要な設備投資を円滑化するために不可欠なものであり、認定事業者数、証明事業者数、財投、無利子・低利融資件数、債務保証件数の指標は、当該支援措置の進捗状況を的確に反映しているため。</p> <p>地上デジタルテレビジョン放送の開局数等を見ることにより、どこの地域でどれだけデジタル放送が普及しているか等、デジタル放送の進捗状況が的確に反映されるため。</p> <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等)</p> <p>電波法(昭和25年法律第131号)</p> <p>高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法(平成11年法律第63号)</p> <p>e-Japan戦略(平成15年7月2日IT戦略本部決定)</p> <p>e-Japan重点計画-2003(平成15年8月8日IT戦略本部決定)</p>	平成16年度
	サー 7 衛星デジタル放送の普及	衛星デジタル放送の普及のための環境整備等を行うことにより、国民がデジタル放送の特性を活かした多彩なサービスの享受	<ul style="list-style-type: none"> 衛星デジタル放送の普及を図るためCS放送の設備利用等の規制緩和を行う電気通信役務利用放送法の円滑な施行 衛星デジタル放送の一層の普及を図るために必要な施策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 衛星デジタル放送の実施状況 電気通信役務利用放送法の登録件数 衛星デジタル放送の加入件数 検討会等における検討状況及び報告 	<p>P</p> <p>P</p> <p>C</p> <p>P</p> <p>BSデジタル放送は高精細度テレビジョン放送を中心に平成12年からサービスが開始、平成13年からはBSデジタル放送と共用の受信機により受信することが可能な東経110度CSデジタル放送が開始されており、蓄積放送などの高機能サービスが提供されている。</p> <p>また、CSデジタル放送は、平成8年から多チャンネル放送が提供されており、それぞれ異なった特性を有しているものである。</p> <p>このような状況を踏まえ、衛星デジタル放送を着実に普及させていくことが、多様化する視聴者ニーズに応えることとなり、結果として国民がデジタル放送の特性を活かした多彩なサービスが享受できることとなる。</p> <p>また、視聴者の加入件数等を指標とすることで、衛星デジタル放送の普及状況が把握できることから、当該政策の達成目標の進捗状況に応じて施策の見直し等、行政の事務を進める上で、施策の見直し等の検討に資するものである</p> <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等)</p> <p>放送法(昭和25年法律第132号)</p> <p>電気通信役務利用放送法(平成13年法律第85号)</p>	平成18年度

項 目	政 策	達 成 目 標	業 務	指標又は参考となる指標(当該指標に係る目標、目標年次)	達成目標及び指標等の解説	政策の実績を総括すべき時期
	<p>サ-8 国際放送の推進</p>	<p>我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によって国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するとともに、在外邦人が国際放送の効用の享受</p>	<p>国際放送の実施の命令、放送番組の外国語改編への支援の実施</p>	<p>・放送時間、使用言語、放送区域、反響、受信状況 ・教育番組改編数、提供本数、提供国数</p>	<p>我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によって、国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するとともに、在外邦人に適切な情報提供を行い、在外邦人等がその効用を享受することができるようにすることは、対日理解や国際的な相互理解の促進、在外邦人等に必要な情報を提供するために必要である。このため、国際親善の増進及び外国との経済交流の発展並びに在外邦人が国際放送の効用の享受を達成目標としている。</p> <p>NHKによる国際放送は、NHKが自ら行う自主放送と、国（総務大臣）が放送法第33条の規定により行う命令放送を一体として行っている。</p> <p>総務大臣はNHKに対して、放送時間、使用言語等を指定して、時事、国の重要な政策、国際問題に対する政府の見解に関する報道及び解説を内容とする短波による国際放送の実施を命じており、国として重要なものである。</p> <p>国際放送による情報提供等の成果を測るため、放送時間、使用言語、放送区域、反響、受信状況を指標としている。</p> <p>放送番組の外国語改編への支援は、開発途上国においては自国民の教育手段としての良質な映像放送番組が不足しており、外国の良質な放送番組を必要としているため、我が国の映像放送番組（教育放送）の収集・改編・保管による国際放送番組ライブラリーの整備事業を支援し、海外の放送事業者からの要請を受けての提供事業の用に供している。</p> <p>放送番組の外国語改編への支援は、映像放送番組による情報発信の強化及び同番組の国際交流が、開発途上国の教育放送の充実や発達・普及並びに我が国の国際貢献の観点から我が国と諸外国との相互理解を深める観点から重要かつ有効であり、この成果を測るため、教育番組改編本数、提供本数、提供国数を指標としている。</p> <p>(当該政策に関係する主な法令、閣議決定等) 放送法（昭和25年法律第132号）</p>	<p>平成18年度</p>

項 目	政 策	達 成 目 標	業 務	指標又は参考となる指標(当該指標に係る目標、目標年次)	達成目標及び指標等の解説	政策の実績を総括すべき時期
	<p>サ-9 ケーブルテレビの普及・高度化</p>	<p>ケーブルテレビの普及・高度化を図ることにより、国民が多チャンネル放送サービスや双方向機能を活用した多様なサービスを楽しむ</p>	<p>・ ケーブルテレビの普及・高度化の制度運用及び支援策(税制、財投、無利子・低利融資等)</p>	<p>・ 加入世帯数 C ・ 幹線の光ファイバ化率(ほぼ100%、平成17年度) C ・ デジタル放送の視聴可能世帯数(ほぼ全てのケーブルテレビのフルデジタル化、平成22年度) C ・ C A T Vインターネット接続サービス利用者数 C</p>	<p>ケーブルテレビは、地上波の再送信のみならず、BS・CS放送の再送信や自主放送の提供等の多チャンネルの放送メディアとしての機能、更にはインターネット接続サービスを始めとする通信サービスを提供する通信インフラとしての機能を有し、その優れた機能を活かして遠隔医療、遠隔教育等、国民の多種多様なニーズに応える地域密着型の総合的情報通信基盤としての役割を果たすものであり、その普及・高度化を図る必要がある。</p> <p>・ 加入世帯数 ケーブルテレビの普及状況を示す基本的な指標</p> <p>・ 幹線の光ファイバ化率 「ケーブルテレビの高度化の方策及びこれに伴う今後のケーブルテレビのあるべき姿 - 平成22年のケーブルテレビ」(平成11年5月 電気通信審議会)において、今後のケーブルテレビの高度化目標として2005年には「自主放送ケーブルテレビ施設の幹線の光ファイバ化率ほぼ100%」が提言されており、これに基づき目標として選定</p> <p>・ デジタル放送の視聴可能世帯数 「ケーブルテレビの高度化の方策及びこれに伴う今後のケーブルテレビのあるべき姿 - 平成22年のケーブルテレビ」(平成11年5月 電気通信審議会)において、今後のケーブルテレビの高度化目標として2010年には「ほぼ全てのケーブルテレビがフルデジタル化」とすることが提言されており、これに基づき指標を選定すべきであるが、これは地上放送も含め全ての放送のデジタル化に対応したケーブルテレビのデジタル化を意味している。 しかしながら、地上放送がデジタル化されるのは三大広域圏で2003年、そのほかの地域では2006年からであり、現時点でフルデジタル化という指標を設定しても、対応した実績の算出はできない。 このため、フルデジタル化に対応した指標の設定が可能となるまでの間、デジタル放送の視聴可能世帯数を代替の指標として用いるものである。</p> <p>・ C A T Vインターネット接続サービス利用者数 現在、ケーブルテレビは、インターネット接続サービスなどの通信サービスを総合的に提供する「フルサービス」が提供可能な地域における情報通信基盤に成長しており、多様なサービスの態様として、C A T Vインターネット接続サービス利用者数を指標に選定。</p> <p>(当該政策に関係する主な法令、閣議決定等) 「ケーブルテレビの高度化の方策及びこれに伴う今後のケーブルテレビのあるべき姿 - 平成22年のケーブルテレビ」(平成11年5月 電気通信審議会)</p>	<p>平成17年度</p>

項目	政策	達成目標	業務	指標又は参考となる指標(当該指標に係る目標、目標年次)	達成目標及び指標等の解説	政策の実績を総括すべき時期
シ 電子政府・電子自治体の推進	シ-1 各府省における行政情報化の推進	行政情報の電子的提供、行政手続のオンライン化、ペーパーレス化等を推進し、電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現することにより、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資すること	<ul style="list-style-type: none"> 各府省における行政情報の電子的提供の推進 各府省における行政手続のオンライン化の推進 各府省における行政事務のペーパーレス化の推進 各府省における情報システム関係業務のアウトソーシングの推進 	<ul style="list-style-type: none"> 各府省がホームページ等により提供する行政情報に一元的にアクセスできる「電子政府の総合窓口システム」の利用件数及び提供する情報量 各府省における国民等との間の申請・届出等手続のオンライン化の進ちょく状況(国の行政機関が扱う手続約1万3,000件について、平成15年度末までにほとんどすべて(97%)をオンライン化) 霞が関W A Nを利用した電子メール交換件数及び電子文書交換件数 各府省における情報システム関係業務のアウトソーシングの実施状況 	<p>国民の利便性の向上、行政運営の透明性の状況を把握する上での参考として各府省がホームページ等の電子的手段により提供する行政情報に一元的にアクセスできる総合窓口システムへのアクセス件数及び提供する情報量を把握。</p> <p>国民の利便性の向上、行政運営の簡素化、効率化の推進状況を把握する上での参考として各府省における国民等との間の申請・届出等手続のオンライン化実施状況を把握。</p> <p>行政運営の簡素化、効率化の状況を把握する上での参考として霞が関W A Nを利用した電子メール交換件数及び電子文書交換件数により府省間及び国・地方公共団体間の情報流通におけるペーパーレス化の状況を把握。</p> <p>行政運営の簡素化、効率化の状況を把握する上での参考として各府省における情報システム関係業務のアウトソーシングの実態を把握する。</p> <p><目標及び目標年次について、目標設定のもととなった計画や考え方> e - Japan 戦略及び e - Japan 重点計画において、2003年度までに電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現することとされている。</p> <p>(当該政策に関係する主な法令、閣議決定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成12年法律第144号) e - Japan 戦略(平成13年1月22日高度情報通信ネットワーク推進戦略本部) e - Japan 重点計画(平成13年3月29日高度情報通信ネットワーク推進戦略本部、平成14年6月18日改定) 	平成16年度

項 目	政 策	達 成 目 標	業 務	指標又は参考となる指標(当該指標に係る目標、目標年次)	達成目標及び指標等の解説	政策の実績を総括すべき時期
	シ - 2 総務省所管行政の情報化の推進	総務省所管行政に関し、行政情報の電子的提供、行政手続のオンライン化、ペーパーレス化等を推進し、電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現することにより、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資すること	<ul style="list-style-type: none"> 行政情報の電子的提供の推進 行政手続のオンライン化の推進 行政事務のペーパーレス化の推進 情報システム関係業務のアウトソーシングの推進 	<ul style="list-style-type: none"> 「総務省における行政情報の電子的提供の推進に関する実施方針」に掲げる実施計画対象事項 (358 種類、平成 15 年度) インターネットによる提供実績及びアクセス件数 行政手続のオンライン化実施手続数及び利用件数 (国民等との間の申請・届出等手続 883 件のうち 868 件(98%)、平成 15 年度) 電子掲示板揭示件数 電子文書管理件数 電子文書決裁件数 情報システム関係業務のアウトソーシングの実施状況 	<p>ホームページ等の電子的手段により提供する情報量を把握することにより、国民の利便性、行政運営の透明性に関する状況把握の目安となる。</p> <p>総務省所管の行政手続のオンライン化実施状況及び利用状況を把握することにより、行政手続における国民の利便性並びに行政運営の簡素化、効率化及び透明性の状況を把握する上での目安となる。</p> <p>電子掲示板での掲載状況を把握することにより、省内情報共有のペーパーレス化を把握する上で目安となる。</p> <p>電子文書での管理状況を把握することにより、文書管理のペーパーレス化を把握する上で目安となる。</p> <p>電子決裁の実施状況を把握することにより、決裁処理のペーパーレス化を把握する上で目安となる。</p> <p>情報システム関係業務のアウトソーシングの実態を把握することにより、行政運営の簡素化、効率化を把握する上での目安となる。</p> <p>(当該政策に関係する主な法令、閣議決定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成 12 年法律第 144 号) e - Japan 戦略 (平成 15 年 7 月 2 日高度情報通信ネットワーク推進戦略本部) e - Japan 重点計画 2003 (平成 15 年 8 月 8 日高度情報通信ネットワーク推進戦略本部決定) 電子政府構築計画(平成 15 年 7 月 17 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成 14 年法律第 151 号) 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成 15 年総務省令第 48 号) 	平成 16 年度

項 目	政 策	達 成 目 標	業 務	指標又は参考となる指標(当該指標に係る目標、目標年次)	達成目標及び指標等の解説	政策の実績を総括すべき時期
	シ - 3 地方公共団体の情報化の推進	地方公共団体間や地方公共団体と国との間で迅速で確実な文書交換や情報の共有化が実現される。行政文書の申請手続き等に係る住民の利便性が向上する。	<ul style="list-style-type: none"> ・総合行政ネットワークの構築を推進 ・認証基盤の構築を推進 ・地域の情報通信基盤の整備を推進 ・個人情報の保護に関する施策を推進 ・地方公共団体における汎用受付システムの構築の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合行政ネットワーク接続団体数(2,900団体 平成15年9月、全市町村平成15年度末) C ・組織認証基盤構築団体数(同上) C ・地域公共ネットワーク整備計画実施率(全国整備、平成17年度末) C ・個人情報保護条例制定団体数(全地方公共団体、平成15年度末) C ・電子申請が可能な地方公共団体の割合(全地方公共団体、平成17年度末) C 	<p>I T革命の恩恵を全ての国民が享受できるようにするためには、住民サービスの向上、行政事務の効率化、地域の活性化に寄与するよう電子自治体の推進を図る必要があり、まず地方公共団体の組織内ネットワークの充実を図り、それらを相互に接続し、高度情報流通を可能とする通信ネットワーク(総合行政ネットワーク L G W A N)を整備する必要がある。</p> <p>総合行政ネットワーク(L G W A N)を整備することにより、従来、紙で行っていた公文書の交換等が電子的に行えるようになり飛躍的な事務の効率化につながる。この総合行政ネットワークを中央省庁のネットワーク(霞が関W A N)と相互接続することによって、国・地方を通じた総合的な文書交換システムが展開できることから、国・地方を通じた事務の効率化が図られる。(総合行政ネットワークと霞が関W A Nは、平成14年4月に接続された。)</p> <p>また、I Tの活用により、住民から地方公共団体への申請・届出等を、いつでも、どこからでもできるような仕組み(インターネットを活用したオンラインシステム)が可能となるが、この際、各地方公共団体が個別にバラバラのシステムを構築することは全体として構築にかかる時間や経費が増大し、非常に非効率的であるため、オンライン申請・届出等に関してすべての地方公共団体に共通して利用できる汎用的な受付システムを構築するものである。</p> <p>さらに、地方公共団体内においても、内部の情報化が進展していなければ電子申請等に対応できないことから、市町村役場と公共機関(公民館や図書館等)を結ぶ地域公共ネットワークの整備も必要とされている。</p> <p>左記の指標はこれらの政策の達成状況を示す指標として設定している。</p> <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(I T基本法) ・e-Japan 重点計画(I T戦略本部決定) ・I T革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針(地域I T推進本部) ・全国ブロードバンド構想(総務省) 	平成17年度

項目	政策	達成目標	業務	指標又は参考となる指標(当該指標に係る目標、目標年次)	達成目標及び指標等の解説	政策の実績を総括すべき時期
ス 通信・放送融合時代に対応したコンテンツ政策の推進	ス-1 ブロードバンド・コンテンツの制作・流通の促進	ブロードバンド・ネットワーク時代に対応した新たなコンテンツ流通市場の形成に向けた環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・著作権等クリアランスの仕組みの開発、実証 ・ブロードバンド・コンテンツ流通技術の開発、実証 ・教育用コンテンツ流通促進プラットフォームの開発、実証 	<ul style="list-style-type: none"> ・汎用的なメタデータ体系の策定状況(確立、平成16年度) P ・実証におけるブロードバンド・コンテンツ・サービスの多様化の状況(メタデータを活用した多様な視聴や高度な権利保護、教育用コンテンツ流通促進プラットフォーム等の実現性を実証、平成16年度) P ・実証における著作権等の円滑な取引の確保の状況(メタデータを活用した権利処理システムを実証、平成16年度) P ・実証システム等の汎用性(実験参加者における実証実験システムとの連携成功率100%、平成16年度) P 	<p>高度な情報通信インフラの整備が進展する一方、その実利用は低迷しており、世界最先端のIT国家の実現・維持に向けては、ブロードバンド・コンテンツの制作・流通を促進することにより、ブロードバンド・ネットワークへの実需を高めていくことが不可欠となっている。そうした状況下、官民協力による実証実験を推進し、ブロードバンド・コンテンツの制作・流通を促進する上での基盤的な要素である汎用的なメタデータ()体系の確立等に取り組むことにより、ブロードバンド・ネットワーク時代に対応した新たなコンテンツ流通市場の形成に向けた環境整備を推進することが課題となっている。</p> <p>評価に当たっては、メタデータ体系の策定状況に加えて、サービスの多様化、著作権処理の円滑化、汎用的なシステムの確立の観点から、実証実験がブロードバンド・ネットワーク時代に対応した新しいコンテンツ流通市場の形成に対してどの程度貢献し得るのかを把握するための指標を用いる。</p> <p>メタデータ：コンテンツの属性情報のこと。コンテンツの円滑な権利処理、多様な視聴、高度な権利保護等に活用される。</p> <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等)</p> <p>【e-Japan 重点計画 2002】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2004年度までに、著作権に関する情報等のコンテンツに関する情報を相互に交換し、不正利用を防ぎつつ流通するための権利処理システムを開発することにより、放送コンテンツを権利者と利用者との間で安全・確実に取引する市場形成を図る。また、当該システムを利用し、コンテンツの流通等に関する多様なビジネスモデルの試行を行い、民間における権利処理ルール確立の支援を図る。 ・2004年度までに、大容量映像デジタルコンテンツが安定的に流通するための環境整備のための方策を講ずる。 ・2003年度までに、学校へのブロードバンドネットワークの普及に対応し、セキュリティの確保、認証・課金、ネットワーク配信、デジタルアーカイブからのコンテンツ利活用等の機能を提供するシステムの開発・実証等を行うことにより、教育用コンテンツの流通促進を図る。 	平成17年度

項目	政策	達成目標	業務	指標又は参考となる指標(当該指標に係る目標、目標年次)	達成目標及び指標等の解説	政策の実績を総括すべき時期
	スー2 アーカイブ・コンテンツのネットワーク利活用の促進	電子美術館・電子博物館等のアーカイブ・コンテンツがネットワーク上で利活用されるための環境整備	・インターネットを経由して利用可能なデジタルアーカイブの実証実験	<ul style="list-style-type: none"> ・メタデータ・フォーマットの開発状況(確立、平成16年度) ・実証システムの汎用性 実験参加者における実証実験システムとの連携成功率(100% 平成16年度) 	<p>高度なインフラ整備が進捗する一方でその利活用が課題となっており、良質なコンテンツの流通を促進してインフラ整備とコンテンツ充実の好循環を創出していく必要がある。そのためには、電子美術館・電子博物館等のアーカイブ・コンテンツがインターネットで接続された学校などにおいて利活用されることが重要であることから、コンテンツを円滑に流通させるための基盤的な技術であるメタデータ・フォーマットの確立や関係者間の合意形成等のための実証実験等を通じ、利活用のための環境整備を図る。</p> <p>評価に当たっては、メタデータ・フォーマットの開発状況を把握するとともに、学校での利活用の実現、システムの汎用性の観点から実証実験が市場形成に向けてどの程度貢献し得るのかを把握するために必要な指標を用いる。</p> <p>(注)メタデータ：コンテンツに関する様々な属性情報</p> <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等) 【e-Japan 重点計画 2002】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2003年度までに、学校へのブロードバンドネットワークの普及に対応し、セキュリティの確保、認証・課金、ネットワーク配信、デジタルアーカイブからのコンテンツ利活用等の機能を提供するシステムの開発・実証等を行うことにより、教育用コンテンツの流通促進を図る。 	平成17年度
セ 高度情報通信ネットワークの安全性・信頼性等の確保	セー1 情報通信利用の適正化、情報セキュリティ対策及び電気通信機器の安全・信頼性の向上	国民が安心して情報通信ネットワークを利用出来る環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の適正な施行 ・電気通信事業分野におけるプライバシー情報に関する懇談会の開催 ・情報通信ネットワークにおける安全・信頼性の向上のための環境整備 ・非常時における多数の事業者間の連携強化や重要通信を効果的に確保するためのシステムの在り方について検討 ・情報通信ネットワークの安全・信頼性を向上する設備等の導入を支援する制度の運用 ・情報通信ネットワークにおける情報セキュリティ評価手法の標準化 ・情報セキュリティに関する周知啓発 ・技術基準不適合機器の市場における流通実態の調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・措置命令の状況、申し出の状況、研究開発の状況の公表、国民への注意喚起 ・通信の秘密とプライバシー情報に関する問題点、個人情報保護法制への対応に関する論点整理、ガイドライン改訂の方向性等 ・情報セキュリティに関する緊急対応体制の活用状況等 ・システムの在り方について、具体的方向性の確立(シミュレーションシステムを構築) ・信頼性向上施設整備事業の実施状況(投資額) ・ITU 会合等への参加状況、寄与文書の提出状況等 ・情報通信ネットワークにおける情報セキュリティ評価手法の確立状況(評価システムを構築) ・国民一般に向けた情報セキュリティに関する周知啓発活動の状況 ・電気通信機器の技術基準不適合危機の流通実態の把握等 	<p>情報通信の高度化・多様化に伴って発生する諸問題に対処することにより、国民が安心して情報通信ネットワークを利用出来る環境を整備するため、情報通信利用の適正化、情報セキュリティ対策及び電気通信設備の安全・信頼性の向上のための施策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 ・電気通信事業分野におけるプライバシー情報に関する懇談会における検討項目 <p>・万が一、サイバーテロが発生した場合でも適切な対処等が可能な連絡体制を構築し、これを維持していくことが、当該政策を推進する上で適当なものであるため。</p> <p>・電気通信事業者間の競争が激しさを増していく中で、電気通信事業者が連携して災害時等における重要通信を確保するために必要な体制やシステムの在り方に関する具体的な方向性を確立することが、当該政策を推進する上で適当なものであるため。</p> <p>・災害時等における情報の電磁的流通の確保等を目的として、電気通信システムの安全・信頼性を向上させるために必要な施設整備が効果的に促進されるよう適切な対象設備に対して支援措置を講ずることが、当該政策推進する上で適当なものであるため。</p> <p>・情報通信利用の適正化、情報セキュリティ対策及び電気通信設備の安全・信頼性の向上の一環として、通信規格課及び電気通信技術システム課においては、情報通信ネットワークにおける情報セキュリティ評価手法の標準化に取り組んでいる。</p> <p>このため、目標達成に向けた当該標準化活動を把握する指標としては、国際標準化機関である ITU 会合等への参加状況及び寄与文書の提出状況 情報通信ネットワークにおける情報セキュリティ評価手法の確立状況が適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民に向けた情報セキュリティに関する周知啓発を目的として、平成15年3月に総務省 HP 内に開設した「総務省 国民のための情報セキュリティサイト」を運営。 ・情報通信ネットワークにおける安全性・信頼性を向上させるための環境整備に資するため、市場における技術基準不適合機器の流通実態調査を実施。 <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等) e-Japan 重点計画-2002 (H14.6 IT 戦略本部)</p>	平成17年度

項 目	政 策	達 成 目 標	業 務	指標又は参考となる指標(当該指標に係る目標、目標年次)	達成目標及び指標等の解説	政策の実績を総括すべき時期
	<p>セー 2 電波を有効に、また、安心・安全に利用するための環境整備(電波の有効利用の推進及び電波利用環境の整備)</p>	<p>電波利用の適正化・効率化を図ることにより電波の有効利用を推進し、安心で安全な電波利用環境の一層の整備を推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電波の有効利用推進(周波数ひっ迫対策)のための技術試験事務の実施等 ・遠隔操作による電波監視地域の拡大 ・不法無線局の取締り ・電波の安全性に関する研究等を推進し、安全な電波利用環境の整備のための周知活動等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術試験事務の成果の技術基準等への反映状況 P ・遠隔操作による電波監視地域の人口カバー率(73.4%、平成16年度) C ・不法無線局の措置件数、混信申告の件数 P ・パンフレット・ホームページ等による情報提供件数 P 	<p>携帯電話の急速な普及に見られるように、近年、電波利用が拡大する中で周波数がひっ迫するという状況が生じており、今後電波をより有効に利用することが必要になっている。また、電波利用が拡大する中で、不法無線局等による混信・妨害や電波の人体への影響について懸念が提起されるなど、電波利用環境の悪化が懸念されている。電波の有効利用の推進や電波利用環境の整備は、電波を利用する者全体のための施策であり、国として実施していく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波の有効利用推進(周波数ひっ迫対策)のための技術試験事務は、電波のより能率的な利用に資する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準等を定めるために行う試験及びその結果の分析を行うものであり、これによって電波のより能率的な利用に資する技術等を導入し、周波数ひっ迫による混信・輻輳の解消又は低減を図り、電波の有効利用を推進するものである。このため、指標を「技術試験事務の成果の技術基準等への反映状況」とした。なお、当該指標は、政策の達成目標の一部を構成するものである。 ・電波利用環境保護の整備を図るためには、遠隔操作により全国的な電波監視を可能とする体制を充実することが必要であり、そのためには全国的な監視施設の整備が不可欠である。 ・電波利用一層の発展により、不法無線局等による混信その他の妨害の拡大が懸念されるため、その影響を最小限に防止するための電波監視活動が重要になるため。 ・電波の人体への影響の研究の推進については、具体的な数値による評価及び目標設定が不可能であるため、研究成果をもって指標とすることは困難である。一方で、国民の電波の安全性に対する懸念は、主に電波の人体への影響についての正確な情報の不足等によるものであることから、研究によって得られた正確な情報等を、パンフレットの配布及びホームページへの掲載等により提供することが、国民の電波に対する懸念の解消に最も有効であり、電波の有効利用の推進及び電波利用環境の整備に資するものであるため。 <p>(当該政策に関係する主な法令、閣議決定等) 電波法(昭和25年法律第131号)</p>	<p>平成18年度</p>

項 目	政 策	達 成 目 標	業 務	指標又は参考となる指標(当該指標に係る目標、目標年次)	達成目標及び指標等の解説	政策の実績を総括すべき時期
	セー 3 電子商取引の普及発展	ネットワーク上で取引を行う際の安全性・信頼性を確保することにより、国民が安心して電子商取引を行うことができる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 電子署名及び認証業務に関する法律の運用 電子商取引発展のための制度(財投)運用 「インターネット上における違法・有害情報に関する関係省庁連絡会議」への参加、関係団体への自主的対応に関する協力依頼等 	<ul style="list-style-type: none"> 特定認証業務の認定件数 融資金額・融資件数 電子商取引の市場規模 インターネット上におけるコンテンツ市場 	<p>電子商取引の円滑な普及に当たっては、誰もが安心して電子商取引市場へ参加出来るよう、安全性・信頼性や高い操作性を確保した基盤インフラを早急に整備していくことが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子署名及び認証業務に関する法律に基づく特定認証業務の認定制度は、国が認証業務における本人確認等の信頼性の目安を提供するものであり、特定認証業務の認定件数は、電子商取引の普及発展に資する一定の要件を満たす認証業務がどの程度普及しているかを示すものであるため、一つの指標として用いている。 電子商取引を行うに当たって必要となる情報処理・通信システムの整備に関し、公的関与による融資制度を通じて電子商取引の普及発展を支援するものであり、支援措置の状況を一つの指標としている。 電子商取引の普及発展に資する各業務が電子商取引の市場に及ぼす影響を直接評価することは困難であるが、各業務共通の指標として、電子商取引の市場規模を参考となる指標としている。 インターネット上を流通する違法・有害コンテンツに起因する犯罪が大きな社会問題となっていることに対して、迅速に対応することが必要。 違法・有害コンテンツ対策が、インターネット上におけるコンテンツ市場に及ぼす影響を直接評価することは困難であるが、参考となる指標としている。 <p>電子署名及び認証業務に関する法律附則第3条において、「施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じる」とされていることから、法律の施行から5年目にあたる平成17年度を目途に政策の見直しを行う。</p> <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子署名法及び認証業務に関する法律 e-Japan 重点計画-2002 (H14.6 IT戦略本部) 知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画(平成15年7月8日知的財産戦略本部決定) 	平成17年度
ソ 対象者のレベルに応じたIT人材の育成	ソー 1 情報通信分野の人材育成	情報通信分野において専門的な知識及び技能を有する人材を増加させることにより、IT人的資源大国となること	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信分野の人材育成のための人材研修事業支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> 採択件数、研修受講者数 研修成果(アンケート結果) 	<p>情報通信ツールの活用による便益の享受は、あらゆる分野の事業活動において必要不可欠なものとなっている。しかしながら、急速に高度化・多様化が進む情報通信技術に関する専門的な知識及び技能を有する人材育成の機会が十分に提供されるに至っておらず、人材育成は企業収益等に直接結びつくものではないことから、国の支援により専門的な知識及び技能を習得する機会の創造を促進していく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 採択件数及び研修受講者数 <p>情報通信人材研修事業支援制度は、第三セクター等が行う情報通信人材研修事業に必要な経費の一部を助成することで人材育成を推進しようとするものであり、採択件数及び研修受講者数を把握することで、どれほどの規模でどれほどの数の情報通信分野の専門家が育成されたか計ることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修成果 <p>情報通信人材研修事業支援制度により育成された人材が、どんな分野の技術を体得したのかを調査することによって、事業の実施によってどんな分野の専門家が育成されたのか把握することができる。</p>	平成17年度

項目	政策	達成目標	業務	指標又は参考となる指標(当該指標に係る目標、目標年次)	達成目標及び指標等の解説	政策の実績を総括すべき時期
			・電気通信主任技術者などの電気通信に関わる資格制度の見直し検討	・電気通信主任技術者などの電気通信に関わる資格制度の見直し検討状況(1件実施、平成15年度)	P ・電気通信主任技術者などの電気通信に関わる資格制度について、その見直し検討状況を指標とすることで、今後の資格制度の在り方の具体的方向性について把握できるため。 (当該政策に係る主な法令、閣議決定等) ・e-Japan 重点計画2002 2(4)カ) 2005年度までに、ブロードバンド時代に必要とされる電気通信システムの設計、放送番組の制作等の情報通信分野の専門的な知識及び技術を有する人材約1万2,000人に対して、当該専門的知識又は技術の向上を図るための研修を図る。	
	ソー3 情報通信利用の裾野の拡大	インターネットアクセス機能の高度化等を促進し、学校における情報通信技術の利用の拡大	・大規模ネットワークを一元的に管理・運用するため、必要となる設備等を実運用の中で調査・検討し、最適な運用モデルを創出するとともに、そのモデルを実現する技術として全国に分散配置された設備に関する故障を未然に防止するための遠隔監視を実現するソフトウェア技術開発の実施	・特許申請件数 ・論文発表回数等	C C インターネットに高速接続された約3,000校のネットワークを活かして、教育ネットワークのあり方、大規模ネットワークの運用維持手法の研究を行い、学校におけるインターネット接続を促進する。 ・研究開発によって得られた成果が、物情報通信分野において価値あるものであることを計る指標として適当である。 ・研究開発によって得られた成果が、情報通信分野において価値あるものであることを示す指標として適当である。 (当該政策に関する主な法令、閣議決定等) ・e-Japan 重点計画 2(4)イ) b)) 2003年度までに、インターネットに高速接続された約3,000校のネットワークを活かして、教育方法や教育ネットワークの在り方、大規模ネットワークの運用維持手法の研究などを行い、学校におけるインターネット活用を促進する。	平成16年度
タ 市場の変化・技術革新に対応した規制改革等の一層の推進	ター1 電気通信事業における公正競争の促進及び利用者利益の増進	市場の変化に柔軟に対応し、電気通信事業における更なる公正競争を促進するための環境を整備することにより、利用者利益の増進を実現	・「情報通信審議会IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策についての最終答申」における各種提言の実現	・電気通信事業の市場規模 ・電気通信事業者数の推移 ・ブロードバンド・インターネット加入者数の推移 ・電気通信サービスの料金の低廉化の状況 ・電気通信事業法の改正法案を国会提出・成立 ・最終答申を踏まえた競争評価手法に関する研究会等	C C C C P P 「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての最終答申」の中で、IP化・ブロードバンド化といったネットワーク構造や市場構造の急激な変化に柔軟に対応するとともに、電気通信事業者の多様な事業展開を促すため、電気通信事業法における一種・二種の事業区分を廃止する等競争の枠組みについて見直すことが提言されている。これを受け、一種・二種の事業区分を廃止するとともに、第一種電気通信事業に係る参入許可制の廃止(登録/届出へ移行)を含む電気通信事業法の改正法案を今通常国会に提出を予定しているところ。 電気通信事業の各市場における競争の進展状況や利用者料金の低廉化・多様化の状況は左記指標を適切に組み合わせることにより把握することが可能であることから、これらの数値の変化等をもって政策の達成度を評価することができる。 (当該政策に関する主な法令、閣議決定等) 「情報通信審議会IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策についての最終答申」 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)	平成17年度

項目	政策	達成目標	業務	指標又は参考となる指標(当該指標に係る目標、目標年次)	達成目標及び指標等の解説	政策の実績を総括すべき時期
	ター2 電気通信利用に関する施策の推進	国民による多様な通信サービスの選択を可能とするとともに、電気通信ネットワークを利用する際の利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信番号に関する施策の推進のための調査研究 電気通信番号に関する施策の推進のための法令改正 電気通信番号に係る国民の利便性等向上のための情報公開の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 調査研究会等における各種提言の実現度 C 電気通信番号計画の策定及び実施状況 P 報道発表及びホームページへの情報掲載状況 (ホームページ情報「電気通信番号の利用について」の更新) P 	<p>事業者及びサービスの多様化の進展に対応し、国民によるこうした多様なサービスの選択を可能とするとともに、電気通信ネットワークを利用する際の利便性を向上するもの。これらの達成に向け、調査研究会における各種提言の実現度や電気通信番号計画の策定及び実施状況を指標とすることで、国民による多様な電気通信サービスの選択可能性の拡大・進捗状況を把握する事が可能。また、国民が電気通信ネットワークを利用する際の利便性向上のために行う電気通信番号に係る情報公開の推進状況を、発表回数、掲載回数といった数値により、おおむね定量的に把握することが可能。</p> <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等) 電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)</p>	平成18年度
	ター3 迅速な周波数の再配分の実現等による電波の有効利用の推進(電波の有効利用の促進)	公平性、透明性、迅速性等を確保した最適な電波配分の実現を図ることにより、国民の新たな電波利用ニーズに対応	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年5月10日に公布された電波法の一部を改正する法律(平成14年法律第38号)に基づく各種施策の実現 「電波有効利用政策研究会」における電波の再配分ルールの具体化等に係る検討及び当該検討結果を踏まえた各種施策の実現 	<ul style="list-style-type: none"> 電波の利用状況調査・評価・公表制度の実施状況(1回、毎年度) P 「e-Japan重点計画2003」等を踏まえた制度化及び検討状況の進捗度 C 	<p>カメラ付き携帯電話の普及など携帯電話のブロードバンド化や無線LANの急速な普及などに見られるとおり、国民の電波利用ニーズは質的にも量的にも拡大している。一方、電波は深刻な逼迫状況下であり、拡大する新たな電波需要に対応するためには、電波の大規模かつ迅速な再配分が必要不可欠。そこで、政策の達成目標を「最適な電配分の実現を図ることにより、国民の新たな電波利用ニーズに対応」とした。</p> <p>電波の再配分を具体化するためには、電波の実際の利用状況を把握し、電波が無駄に使われていないか、光ファイバ等へ転換可能かなどを評価することが必要。そこで、昨年、電波法を改正し、電波の利用状況の調査、評価及び公表制度を導入したところ。以上から、達成目標を判断するための指標として、本制度の実施状況を採用した。(「電波法第26条の2」)</p> <p>また、実際に、電波の再配分を実施した場合、電波の既存利用者に生じる設備の撤去などの経済的な負担に対応するため、補償の要否など電波再配分の実施方針について検討を行うことが必要。そこで、その検討状況及び検討を踏まえた制度化の進捗度も指標として採用した。なお、「e-Japan重点計画2002」でも、「電波の有効利用促進のための再配分ルールの具体化」について検討を行い2003年度(平成15年度)中に結論を得る旨閣議決定されているところ。</p> <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等) e-Japan重点計画2002(H14.6 IT戦略本部)、電波法(昭和25年法律第131号)</p>	平成19年度

項目	政策	達成目標	業務	指標又は参考となる指標(当該指標に係る目標、目標年次)	達成目標及び指標等の解説	政策の実績を総括すべき時期	
	タ-4 情報通信 ニュービジネスの 振興	情報通信を利用したニュー ビジネスを立ち上げる ことにより、国民の多様な ニーズに対応	・情報通信ニュービジネスの振 興のための制度(事業実施資 金及び研究開発に対する助成 金の交付、出資等)運用	・情報通信分野のベンチャー企業に対する助成対 象事業数、支援事業数 ・株式公開社数、特許等出願数 ・創業率 ・情報通信産業の就業者数 ・情報通信産業の実質国内生産額	P C C C C	我が国経済の再生や雇用の拡大のためにはニュービジネスの創出が重要であり、中でも今後の リーディング産業である情報通信を利用したニュービジネスの創出が期待されているところであ る。一方、情報通信を利用したベンチャー企業は、物的担保や信用力がないことから、金融機関 等から融資を受けることが困難な上、ベンチャーキャピタルからの投資も進まず、必要な事業資 金が十分に得られていない。 また、情報通信ベンチャーは技術指向型の企業が多く、経営・財務面等の情報やノウハウが不 足しがちである。こうしたことから、国が政策的に支援し、ニュービジネスの創出を促進するこ とが必要不可欠である。 ・助成対象事業数、支援事業数、株式公開社数、特許等出願数、融資制度に係る投資額は、直接 支援した数値として指標となる。また、その内の株式公開社数、特許等出願数は、支援数の中 の実績となる。 創業率、新規起業数、情報通信産業の就業者数、情報通信産業の実績国内生産額は、世の中全 体の状況を把握する上での関連する指標となりうる。 (当該政策に係る主な法令、閣議決定等) 特定通信・放送開発事業実施円滑化法、通信・放送機構法、新事業創出促進法、e-Japan 重点 計画(平成13年3月)、e-Japan2002 プログラム(平成13年6月)、産業構造改革・雇用対策 本部の「中間取りまとめ」(平成13年6月)、今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関 する基本方針(平成13年6月)、第2期科学技術基本計画(平成13年3月)、e-Japan 重点計 画-2002(平成14年6月)、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」について(平成14 年6月)、改革加速のための総合対応策(総合デフレ対策)(平成14年10月)等	平成17年度
子 戦略的研 究開発の推進	チ-1・2・3- 1 情報通信分野 における重点領域 の研究開発の推進	早期の発展が求められる 領域における研究開発の 加速化により、国際競争力 の確保等を実現する。	・独立行政法人や民間、大学等 に対する委託による研究開発 の実施	・研究開発課題件数 (新規・継続・終了ごと) ・研究開発費 ・研究開発成果の評定結果 ・特許申請率 (件数/研究費1億円) ・被引用論文数 (論文数/被引用論文数) ・海外での受賞数 ・達成目標に資する主要な研究成果 ・研究成果の応用状況、利用状況	P P C C C C C C	【達成目標】 「科学技術基本計画」において、以下のように言及されている。 ・国際的な競争優位性を有する産業が育成されることが必要。特に、研究開発に基盤をいた新 産業の創出が必要。 ・科学技術振興のための基本的考え方として、国家的・社会的課題に対応する研究開発につい ては、明確な目標を設定し、資源を重点化して取り組む。 ・情報通信分野の推進にあたっては、技術革新の速さといった特性を踏まえるべき。 「我が国の情報通信技術に係る技術力確保のための研究開発体制の在り方について」(平成14 年8月7日情報通信審議会答申)において、以下のように言及されている。 ・国として限られた研究開発予算を有効に投資し、研究開発成果ひいては実用化に結びつけてい くことが強く求められている。 【指標】 研究開発の評価については、現在においても直接的、定量的な評価手法は開発されておらず、 左記に示すような間接的な指標が、研究開発の成果の評価指標として用いられ、これらを基に、 専門家の意見を交えながら、総合的に評価するという手法が一般的に用いられている。 (当該政策に係る主な法令、閣議決定等) 科学技術基本計画(平成13年3月30日 閣議決定) 「我が国の情報通信技術に係る技術力確保のための研究開発体制の在り方について」(平成1 4年8月7日情報通信審議会答申	平成16年度

項目	政策	達成目標	業務	指標又は参考となる指標(当該指標に係る目標、目標年次)	達成目標及び指標等の解説	政策の実績を総括すべき時期
	チ - 1・2・3 - 2 情報通信分野における研究開発の競争的環境の創出	公募により研究開発の多様性を確保するとともに、研究開発の競争的環境を創出することによって、独創性・新規性に富む情報通信技術の研究開発を推進する。	・戦略的情報通信研究開発推進制度の実施	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発課題件数(新規・継続・終了ごと) 研究開発費 研究開発成果の評定結果 特許申請率(件数/研究費1億円) 被引用論文度(論文数/被引用論文数) 海外での受賞数 達成目標に資する主要な研究成果 研究成果の応用状況、利用状況 	<p>【達成目標】</p> <p>「科学技術基本計画」において、以下のように言及されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 科学技術振興のための基本的考え方として、研究者が自由な発想により最大限能力を発揮できる競争的な研究開発環境を整備する。 <p>「我が国の情報通信技術に係る技術力確保のための研究開発体制の在り方について」(平成14年8月7日情報通信審議会答申)において、以下のように言及されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究開発に国内外を問わない研究者間の競争原理を導入し、的確な評価の実施と独創性や創造性に富んだ研究開発の推進により、我が国の高い技術力を確保する研究開発システムを、研究開発基本戦略の基軸の一つとする。 <p>【指標】</p> <p>研究開発の評価については、現在においても直接的、定量的な評価手法は開発されておらず、左記に示すような間接的な指標が、研究開発の成果の評価指標として用いられ、これらを基に、専門家の意見を交えながら、総合的に評価するという手法が一般的に用いられている。</p> <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等)</p> <p>科学技術基本計画(平成13年3月30日 閣議決定)</p> <p>「我が国の情報通信技術に係る技術力確保のための研究開発体制の在り方について」(平成14年8月7日情報通信審議会答申)</p>	平成16年度
	チ - 4 (戦略的研究開発を推進させるための) 研究人材育成や研究環境の整備	国際的に活躍する優秀な研究者を育成・確保し、情報通信分野での研究開発の推進に貢献するとともに、国際協力・国際貢献を実現する。	<ul style="list-style-type: none"> 研究人材育成のための研究者の国内及び国際的交流の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 研究者の招へいや交流の件数(人数)(海外より7人、国内より2人程度の研究者の招へい、平成15年度) 研究開発支援センターの利用状況(利用件数) 	<p>【達成目標】</p> <p>情報通信の研究開発の推進には、研究開発を直接実施するだけでなく、国内外の優秀な研究者を招へいして研究者の交流を推進することにより研究者の育成を図る等の間接的な支援策も重要である。</p> <p>なお、「科学技術基本計画」において、以下のように言及されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公的研究機関においても、産業界等からの人材を積極的に登用するなど、経済社会におけるニーズが適切に研究開発課題に反映されるよう人的交流を通じた連携を促進する。また、最新の研究動向や研究開発に対するニーズについて、産業界と公的研究機関の者が定期的に議論できる場を設けたり、産学官連携を促進する人材の養成・確保を進める。また、共同研究センターや技術移転機関においても自由闊達な交流の場を創出していくこと等を通して、経済社会ニーズと公的研究機関における研究シーズのマッチングを促進する。 我が国の技術革新を担う高い専門能力を有する技術者は、国際競争力強化を図る上で、重要な役割を果たしている。技術の急速な進歩と経済活動のグローバル化が進む中で、我が国の技術基盤を支え、国境を越えて活躍できる質の高い技術者を十分な数とするよう養成・確保していく必要がある。 <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 異なった経験や知識を有する研究者の交流により、研究者の質の向上が図られ、創造的かつ個性的な研究者の育成に貢献することから、招へいや交流の件数を指標としている。 <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等)</p> <p>科学技術基本計画(平成13年3月30日 閣議決定)</p>	平成16年度

項目	政策	達成目標	業務	指標又は参考となる指標(当該指標に係る目標、目標年次)	達成目標及び指標等の解説	政策の実績を総括すべき時期
	チ-5 情報通信に関する標準化の推進	情報通信に関する標準化を推進することにより、国民の情報通信利用が円滑化することでその利便性を向上させるとともに、我が国の技術水準、国際競争力を維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> 光アクセス伝送網、高度通信サービス等の情報通信分野における標準化の推進 国際的な連携の強化 暗号技術検討会の開催による暗号技術の評価及び標準化 	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信分野における標準の形成状況 国際的な連携に係る会合の開催状況 暗号技術検討会の開催状況、検討会の成果及び標準化の状況 	<p>[達成目標]</p> <p>科学技術基本計画(平成13年3月30日閣議決定)では、「第1章 基本理念」の「2. 我が国が目指すべき国の姿と科学技術政策の理念」において、「国際競争力があり持続的発展ができる国」の実現のために、「国際標準が数多く提案される」など強い国際競争力を持つことを目指すとしている。また、「第2章 重要政策」の「. 優れた成果の創出・活用のための科学技術システムの改革」の中で、「7. 科学技術振興のための基盤の整備」の「(4) 知的財産権制度の充実と標準化への積極的対応」として、新たに開発された技術の市場化のための手段としての標準化への積極的対応が必要であること、ITU(国際電気通信連合)等における国際標準化活動に積極的に寄与することが求められていること等、が指摘されている。</p> <p>[指標]</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報通信に関する標準化の推進として、主に 国際電気通信連合(ITU)を中心とした国際標準化活動の推進、 国際共同研究開発等の推進、に積極的に取り組んでいる。ITU等の国際標準化機関における、「情報通信分野における標準の形成状況」は、国際標準化機関における活動の成果を表す数値的指標として、最も適当なものであるため、「 ITUを中心とした国際標準化活動の推進について」の指標として選定した。 国際共同研究開発等に係る議論を行う、「国際的な連携に係る会合の開催状況」は、国際共同研究開発等を推進する活動の成果を表す数値的指標として、最も適当なものであるため、「 国際共同研究開発等の推進」の指標として選定した。 情報通信に関する標準化の推進の一環として、当課においては、暗号技術検討会を開催し、電子政府で利用される暗号技術の評価及び標準化に取り組んでいる。このため、目標達成に向けた暗号技術検討会の活動状況を把握する指標としては、 暗号技術検討会の開催状況、 暗号技術検討会における成果、が適当であり、また、最終的な標準化の達成状況を把握する指標としては、 電子政府で利用される暗号の標準化の状況、が適当である。 <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等)</p> <p>科学技術基本計画(平成13年3月30日 閣議決定)</p>	平成17年度
ツ デジタル・デバイドの解消	ツ-1 民放テレビ・ラジオ放送の難視聴等の解消	地域住民の利便性を向上させるとともに、情報に関する地域格差を解消	<ul style="list-style-type: none"> 民放テレビ・ラジオ放送の難視聴等解消のための、民放テレビ・ラジオ放送難視聴等解消施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 実施事業数 難視聴等解消世帯数 	<p>民放テレビ・ラジオ放送等は、特に地域のニュース及び災害情報などの情報収集源として国民の日常生活に不可欠なメディアとなっている。一方、辺地、山陰等の地形的条件による難視聴、外国の放送との混信による受信障害及び都市部におけるビルの高層化・林立化による原因の特定が困難な受信障害が多数発生し、深刻な社会問題となっており、難視聴等の解消を進めていく必要がある。</p> <p>難視聴等の解消の達成度を測るには、実際に難視聴等が改善された世帯数を把握することが必要である。よって、事業実施数に加え、難視聴等解消世帯数をもって指標とすることが妥当。</p> <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等)</p> <p>「e-Japan 重点計画 2002」において、地理的条件による情報通信の格差是正を進めることとしている。</p>	平成17年度
	ツ-2 電波利用環境の整備(移動鉄塔)	過疎地等において移動通信が利用できるようにすることによる、地域住民等の利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> 電波利用環境の整備のための移動通信用鉄塔施設の整備等 	<ul style="list-style-type: none"> (市町村役場及びその支所等が移動通信サービスエリアとしてカバーされている市町村割合による)整備率(95%以上、平成15年度) (過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能な状態となる)人口数(10万人以上、平成17年度末までの可能な限り早い時期) 新たに携帯電話が利用可能となった世帯数 	<p>携帯電話等の移動通信サービスの利用可能な地域を拡大し、地域間の情報通信格差の是正を図るため、移動通信用鉄塔施設整備事業を実施しており、e-Japan 重点計画において「過疎地域等において市町村が移動通信用鉄塔施設を整備する場合に国がその設置を支援すること等を通じ、2003年度までに市町村役場及びその支所等が移動通信サービスエリアとしてカバーされている市町村割合を95%以上とする。」こととされている。</p> <p>また、新たな達成目標及び指標については、調査研究会における議論を踏まえて、居住地域におけるエリア整備の状況を適切に示し得るものとして設定したものである。</p> <p>併せて、事業の実施により新たに携帯電話が使えることとなった利用可能世帯数についても、指標として設定するものである。</p> <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等)</p> <p>e-Japan 重点計画(H13.3 IT戦略本部)、e-Japan 重点計画2002(H14.6 IT戦略本部)</p>	平成17年度

項目	政策	達成目標	業務	指標又は参考となる指標(当該指標に係る目標、目標年次)	達成目標及び指標等の解説	政策の実績を総括すべき時期
			<p>高齢者・障害者の就業機会を拡大し、自立や社会参加を可能とするIT生きがい・ふれあい支援センター施設を整備</p>	<p>・IT生きがい・ふれあい支援センター施設整備数 C ・IT生きがい・ふれあい支援センター利用者数 C</p>	<p>社会生活の中で様々な領域にITが浸透しつつあるものの、IT利用や活用面での格差(デジタル・ディバイド)が未だに存在している。誰もが安心してITを利用し、ITを活用した情報の利用や交流、社会参加を一層促進させることは今後のIT社会を展望する上での重要な課題である。</p> <p>このため、高齢者・障害者にも使いやすいIT機器を設置した地域におけるバリアフリー型のIT利用拠点を整備することにより、高齢者・障害者等のITを活用した雇用の創出、情報リテラシーの向上等が図られる。その結果、高齢者・障害者のIT利用が促進され、年齢・身体的条件に基づくデジタル・ディバイドを解消し、ITを活用した就労、自立・社会参加が可能となることで誰もがITの利便を享受できる社会が実現し、ひいては情報バリアフリー環境の整備に資すると考えられる。</p>	
			<p>年齢・障害面でのデジタル・ディバイド解消のための、高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成</p>	<p>・高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成の助成件数 P ・高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成の実用化の状況 C</p>	<p>高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの開発を行うための通信・放送技術の研究開発を行う者を支援することにより、(1) 助成対象となる研究開発件数が増加すれば、民間企業等における高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの開発が広がり、その結果高齢者・障害者が従来以上に情報通信利用を促進することが可能となる。(2) 研究開発対象事業が実用化されることで、高齢者・障害者が実際にその通信・放送サービスを楽しむことができ、更に高齢者・障害者の情報通信利用の促進が可能となる。</p> <p>そのため、助成件数、実用化という指標は、高齢者・障害者の情報通信利用の促進状況を把握する上で適している。</p>	
			<p>身体障害者向け通信・放送役務提供・開発推進助成の実施</p>	<p>・身体障害者向け通信・放送役務提供・開発推進助成の助成件数 P ・身体障害者向け通信・放送役務提供・開発推進等のサービスの内容 C</p>	<p>電話リレーサービス等の事業を行う者を支援するため、障害面でのデジタル・ディバイドの解消に向け、身体障害者向け通信・放送役務の提供又は開発を行う者に対する助成を行うことにより、助成対象となるサービス件数が増加すれば、従来以上に情報通信利用を促進することが可能となる。</p> <p>そのため、助成件数、サービス内容は、高齢者・障害者の情報通信利用の促進状況を把握する上で適している。</p> <p>(当該政策に関係する主な法令、閣議決定等) 【e-Japan重点計画-2002(平成14年6月)】 横断的な課題 3. デジタル・ディバイドの是正 (2) 年齢・身体的な条件の克服 情報提供のバリアフリー化 また、視聴覚障害者が健常者と同様に放送サービスを楽しむことができるよう、解説番組及び手話番組の制作費に対する助成を行う。 障害者、高齢者、子どものための情報通信関連機器・システム、サービスの開発等 障害者や高齢者が容易に利用できる情報通信関連機器・システム(パソコン等)サービスの開発・普及を促進する。また、行政をはじめとしてその利用・普及を積極的に促進するなど、情報バリアフリー化を推進する。</p>	
<p>テ 情報通信分野における国際的な協調の推進</p>	<p>テ-1 二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献</p>	<p>情報通信に関する各国間や国際機関等での政策協調を推進することにより、我が国の情報通信行政の国際理解を図るとともに、国際的デジタル・ディバイドを解消し、グローバルな情報通信ネットワーク社会を実現</p>	<p>・二国間定期協議、政策対話 ・国際機関等の枠組みにおける国際調整</p>	<p>・会議の開催状況及び成果、二国間あるいは国際機関等において情報通信分野に関する意見交換(1回以上実施、平成15年度) P</p>	<p>世界的にIT革命が進展する中、豊かなIT社会の恩恵を享受し、新たな発展軸を構築してゆくためには、我が国の情報通信行政の国際理解を図るとともに、国際的デジタル・ディバイドを解消し、グローバルな情報通信ネットワーク社会を実現する必要があることから、これを達成目標としている。</p> <p>情報通信分野に係る二国間・多国間での課題を解決するためには、定期協議・政策対話、国際機関等の国際会議において我が国が積極的に参画し、政策協調を図ることによって理解が得られるところが大きい。このため、我が国の情報通信行政に対する国際理解の状況を計るため、会議の開催状況及び成果、意見交換の状況を指標とする。</p>	<p>平成16年度</p>

項目	政策	達成目標	業務	指標又は参考となる指標(当該指標に係る目標、目標年次)	達成目標及び指標等の解説	政策の実績を総括すべき時期
			<ul style="list-style-type: none"> ・ I T 政策・制度支援ネットワークの構築 ・ 国際情報通信ハブ形成のための高度 I T 共同実験 ・ I T U 活動への支援のための国際調整 ・ アジア・ブロードバンド計画の推進状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アジア諸国からのアクセス状況 ・ 国際 I X 形成のための技術の研究開発及び電子商取引プラットフォーム基盤整備、多言語対応環境確立等に関する国際共同実験の進捗状況及びシステム等整備状況(平成 1 7 年度) ・ 会合の準備の進捗状況、準備会合の開催状況及び成果、二国間あるいは国際機関等において情報通信分野に関する意見交換(1 回以上実施、平成 1 5 年度) ・ アジア諸国との I C T 分野での協力関係の推進 ・ I C T 分野の人材育成施策の実施状況 	<p>開発途上国の情報通信分野の発展を促進し、国際的デジタル・ディバイドの解消に資するため、先進的な I T 政策・プロジェクトを紹介、途上国の担当者からの問い合わせに対する的確な助言をするためのウェブ・サイトを整備し、各国の政策担当者がアクセスし自由な意見交換をする。アジア諸国からのアクセス及び意見交換が行われることが国際的デジタル・ディバイドの解消の一助となることから、アジア諸国からのアクセス状況を指標とする。</p> <p>研究開発、国際共同実験に係るデータ等を指標とすることで、実験が効率的に推移しているか、アジア諸国の情報通信分野にとって効果的かどうかを測ることに助けとなると思われるため</p> <p>2 0 0 3 年及び 2 0 0 5 年に開催予定の国連主催「世界情報社会サミット」は、その準備過程において I T U が主導的役割を果たしているところ、我が国としてもその準備過程に積極的に貢献するとともに、本年 1 月に東京で開催されたアジア太平洋地域会合の結果が本会合に反映されるべく対応することになっている。これらの I T U の活動への貢献等により、我が国の情報通信行政の国際理解が図られることから、この我が国の貢献等の状況を図るために、会合準備への進捗状況、準備会合の開催状況及び成果等を指標とする。</p> <p>(当該政策に関係する主な法令、閣議決定等) e-Japan 重点計画(H13.3 IT 戦略本部)、e-Japan 重点計画 2002(H14.6 IT 戦略本部)</p> <p>本指標については、来年度の実績評価をするために「平成 1 6 年度に総務省において実施する主要な政策・施策及びその実施手段の概要」において指標として設定したものであるが、本施策の目標の達成状況を明らかにする上で有効なため評価の参考とした。</p>	
ト 選挙制度の適切な運用	ト - 1 選挙制度の適切な運用	国民一人一人が主権者としての強い自覚と高い政治意識を持って選挙に積極的に参加することができるよう選挙啓発を推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内外の有権者に対する広報 ・ 指導者の養成及び研修 ・ 企画調査研究 	<p>投票率</p> <p>検挙件数・人員</p> <p>在外選挙人名簿登録者数</p> <p>在外投票者数</p> <p>選挙管理委員会の全国会議(国政選挙時は 2 回開催、統一地方選挙時は 1 回開催、平成 1 6 年度まで)</p> <p>国政選挙及び統一地方選挙に際して、公示日又は告示日から投票日までの間の、選挙期日の周知及び投票参加の呼びかけの実施状況(全国のテレビ局においてスポット広告を放映、中央 5 紙及びブロック 3 紙に新聞広告を掲載、平成 1 6 年度まで)</p>	<p>選挙は、国民が政治に参加するための最も重要なシステムであり、我が国の民主政治の根幹をなしている。このため国民の利害や意思を公正かつ効果的に国政に反映させるものでなければならず、実際の選挙に際しては、積極的な投票への参加を促進し、国民の意見を正しく政治に反映させる必要がある。</p> <p>投票率等の指標は、選挙の争点や候補者の数、当日の天気等啓発以外の様々な要因によって変動するため、目標の達成状況を把握するうえで参考になるものである。</p> <p>また、「選挙管理委員会の全国会議(国政選挙時は 2 回開催、統一地方選挙時は 1 回開催、平成 1 6 年度まで)」及び「国政選挙及び統一地方選挙に際して、公示日又は告示日から投票日までの間の、選挙期日の周知及び投票参加の呼びかけの実施状況(全国のテレビ局においてスポット広告を放映、中央 5 紙及びブロック 3 紙に新聞広告を掲載、平成 1 6 年度まで)」は、啓発の実施状況を示す指標(業務目標)としてあげたものである。なお、平成 1 6 年度末までには衆議院議員及び参議院議員の任期が満了することから、平成 1 6 年度を目標年度とした。</p>	平成 1 7 年度

項目	政策	達成目標	業務	指標又は参考となる指標(当該指標に係る目標、目標年次)	達成目標及び指標等の解説	政策の実績を総括すべき時期
		国政選挙事務の円滑な管理執行等	<ul style="list-style-type: none"> 国政選挙事務の円滑な管理執行 選挙事務への電子機器の導入促進 地方選挙における電磁的記録式投票の実施の支援 段差のある投票所へのスロープ設置の推進等 	<ul style="list-style-type: none"> 電子機器導入団体数 P 電磁的記録式投票実施団体数 P スロープ等の設置率 P 都道府県及び市町村選挙管理委員会に対する助言、円滑な管理執行に向けた意見交換の状況(20程度の都道府県、平成16年度まで) P 国政選挙において当選人を決定する選挙会を選挙の期日から1週間以内に開催した率(100%、平成16年度まで) P 	<p>国政選挙事務の円滑な管理執行等については、管理執行上留意すべき事項が多岐にわたり、いくつかの限られた指標等によって測定を行うことは困難であり、また、円滑な管理執行のための手段は各選挙管理委員会の置かれている状況により異なるが、電子機器導入団体数等は、執行の状況を把握するうえで参考になるものである。</p> <p>また、「都道府県及び市町村選挙管理委員会に対する助言、円滑な管理執行に向けた意見交換の状況(20程度の都道府県、平成16年度まで)」及び「国政選挙において、当選人を決定する選挙会を選挙の期日から1週間以内に開催した率(100%、平成16年度まで)」は、円滑な選挙の執行のうえで不可欠な各選挙管理委員会との連携等を示す指標(業務目標)として定めている。平成16年度末までには衆議院議員及び参議院議員の任期が満了することから、平成16年度を目標年度とした。</p> <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公職選挙法(昭和25年法律第100号) 	
ナ 安定した郵政サービスの確保	ナ-4 郵政事業の適正かつ確実な実施の確保	郵政事業について、郵政公社の経営の健全性を確保しつつ、郵便局ネットワークを通じた郵便・為替貯金及び簡易生命保険のあまねく公平な提供の確保等を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 中期的目標管理による業績評価に基づく適切な対応 郵便貯金業務及び簡易生命保険業務に関する日本郵政公社に対する検査事務の実施等郵政公社の経営実態の把握と適切な対応 郵政事業の制度の企画立案に必要な調査・研究 郵政事業に係る制度の企画立案 	<ul style="list-style-type: none"> 中期経営目標の達成状況 P 検査実施状況 P 調査研究等の実施状況 P 郵政事業に関する制度の企画立案状況 P 郵便局配置空白市町村 C 	<p>郵便局ネットワークを通じたユニバーサルサービスの提供等郵政事業の適正かつ確実な実施を確保するため、中期的目標管理による業績評価、郵便貯金業務及び簡易生命保険業務に関する検査の実施等により郵政公社の経営状態を把握し、公社の経営の健全性及び適正な業務運営を確保するために必要な措置を講ずる。</p> <p>また、内外の金融・経済情勢、国民利用者ニーズを踏まえたサービスが、郵便局ネットワークを通じて適切に提供されるよう、調査・研究、情報収集、経済講演会等を実施し、郵政事業の制度の企画立案を行う。</p> <p>本政策の達成時期又は政策の実績を総括すべき時期については、最初の公社の中期経営目標期間終了後の業績評価が行われる平成19年度を中心に、各年度に実施される公社の業績評価にあわせて適宜総括する。</p> <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本郵政公社法(平成14年法律第97号) 中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号) 行政改革大綱(平成12年12月1日閣議決定) 	公社の中期経営目標期間終了後の業績評価が行われる平成19年度を中心に、各年度に実施される業績評価にあわせて適宜総括
	ナ-5 国際郵便分野における国際協調の推進	<p>国際郵便に関する関係国際機関、国間において我が国の国際郵便の政策を確実に反映し、その推進を図る。</p> <p>国際郵便に関する各国間や国際機関での政策協調を推進することにより、我が国の郵政行政の国際理解の向上を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国際郵便関係機関等の会合への出席、意見提示 UPU活動への人的、財政的貢献 	<ul style="list-style-type: none"> 会議の出席状況(3回以上出席、平成15年度) P UPU国際事務局への職員の派遣人数(1人、平成15年度)及び派遣期間等UPUへの貢献状況(最高分担等級50単位等級による連合の経費分担、平成15年度) P 国際郵便のための国際調整の実施状況 P 	<p>国際機関における我が国の政策の反映を強固にする要素として、積極的な会合等への参画とともに、恒常的な職員派遣及び国際機関の経費の積極的な分担を通じ、国際機関の業務を人的、財政的に支援していくことが不可欠であるため。</p> <p>国際郵便分野に関し二国間・多国間での課題を解決するためには、UPU管理理事会、UPU郵便業務理事会等の国際会議に我が国が積極的に参画し、加盟国と政策協調を図ることによって我が国の政策を的確に反映し、実現することが可能となるため。</p> <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 万国郵便連合憲章(昭和40年条約第13条)第21条 万国郵便連合一般規則(平成12年条約第8号)第102条8、第104条7、第125条、第127条 アジア=太平洋郵便連合憲章(昭和62年条約第5号)第11条 	平成16年度

項目	政策	達成目標	業務	指標又は参考となる指標(当該指標に係る目標、目標年次)	達成目標及び指標等の解説	政策の実績を総括すべき時期
ナの2 信書便事業の推進	ナの2-1 信書の送達の事業への民間参入制度の実施	信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大による利用者利便の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 信書便事業制度の企画・立案 事業の許可 信書便の業務の適正な運営の確保 制度に関する周知・広報活動の実施 	・事業者数 ・申請の手引の作成・配布状況 ・役務別参入事業者数	C P C 第154回国会において民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号。以下「法」という。)が制定され、平成15年4月1日からの日本郵政公社化に併せて、従来国家の独占とされていた信書送達事業への民間事業者の参入が実現された。 本法は、民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、郵便法(昭和22年法律第165号)と相まって、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図ることによって、公共の福祉の増進に資することを目的として、制定されたものである。 すなわち、本政策は、本法の施行により、適正な業務運営の下、事業者の創意工夫による多様なサービスが提供されることによって、利用者利便の向上が図られることを達成目標としているものである。 本法の施行に伴う業務は、大きく分け、信書便事業制度の企画・立案をすること、本法の規定に基づき、申請された事業の許可を行うこと、事業者の業務の適正な運営を確保すること、及び制度に関する周知・広報活動を実施することの4つである。 事業者数については、実際にサービスを提供する主体の数を示すものであり、本法の目的とする利用者の選択の機会の拡大による利用者利便の向上の達成状況を図る指標として適切なものである。しかしながら、事業への参入を行うか否か等は各事業者の経営判断に委ねられるべきものであることから、行政において事業者数について具体的な目標とすべき数値を設定することは適当ではないものである。 申請の手引については、信書便事業への参入を計画する事業者等に対して必要な情報を提供するため、信書便事業に参入する際の手続の概要についてまとめたものを作成するものであり、その作成・配布状況は制度の周知・広報活動の実施状況を図る指標として適切なものである。 これらの指標については、毎年度その達成状況を図る指標として設定するものである。 本政策の達成時期又は政策の実績を総括すべき時期については、本法附則第3条において平成15年4月1日の本法の施行後5年を経過した場合において必要に応じて検討を加える旨規定しており、本法の施行の状況について一定期間見守る必要があることなどを考慮して、平成20年度とするものである。 (当該政策に関係する主な法令、閣議決定等) 民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号) 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則(平成15年総務省令第27号) 中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号) 行政改革大綱(平成12年12月1日閣議決定)	平成20年度

項目	政策	達成目標	業務	指標又は参考となる指標(当該指標に係る目標、目標年次)	達成目標及び指標等の解説	政策の実績を総括すべき時期
二 消防防災体制の充実強化	二-1 消防の対応力(防災力)の強化	火災による被害の軽減及び大規模災害等による被害の軽減	<ul style="list-style-type: none"> 消防力(消防施設及び消防設備)の整備の推進 消防防災分野におけるIT化の推進 緊急消防援助隊の体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 常備化の推進と消防職員数の推移(団員100万人、うち女性団員10万人) 消防庁防災情報システムの接続団体数(都道府県100%、平成17年度末 消防本部100%、平成17年度末 航空隊80%、平成17年度末) 緊急消防援助隊の主な施設・設備に係る補助実績 常時消防の施設・設備数の推移 消防力の基準と比較した整備状況 緊急消防援助隊の部隊数の推移(3000隊) 防災行政無線の整備率の推移(市町村同報系70%、平成17年度末 移動系90%、平成17年度末 地域防災無線(地震対策強化地域等)20%、平成17年度末) 	<p>消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る損害を軽減することを以て、その任務(消防組織法第1条)とされており、消防庁においては、市町村等における消防の対応力の強化を図り、標記達成目標の実現に努力しているところである。</p> <p>この政策目標の達成状況を把握するため市町村の消防力の整備状況を示す市町村の消防施設・人員等の目標達成率、防災情報の円滑な伝達に資する消防庁情報システムの接続団体数、大規模災害等への対応力を示す緊急消防援助隊の登録隊数、資機材の整備数を指標として定めている。</p> <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防組織法、消防力の基準(告示) 消防組織法第24条の3 	平成18年度
	二-2 火災予防対策の推進	火災による被害の軽減及び危険物事故による被害の軽減	<ul style="list-style-type: none"> 住宅防火対策の推進 放火火災予防対策の推進 小規模雑居ビルの違反是正の推進 危険物事故対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅火災件数 住宅火災による死者数の推移 放火火災の発生件数・割合の推移 小規模雑居ビルにおける防火安全対策(違反率)の推移 危険物施設における火災・漏洩事故件数の推移 危険物施設における1万施設あたりの火災・漏洩事故発生率の推移 危険物施設における事故による損害額の推移 危険物施設における事故1件あたりの損害額の推移 危険物施設等に対する措置命令件数・命令の年度内是正率 危険物施設等に対する違反件数・違反の年度内是正率 住宅用火災警報器等による住宅火災における死者発生の低減効果 	<p>火災を未然に防ぎ、又は被害を最小限に抑えることが、消防の予防行政であり、そのため、啓発活動、見回り、立入検査等各種の活動を実施している。また、危険物施設等の事故を未然に防ぎ、又は被害を最小限に抑えるため、啓発活動、立入検査等の予防活動を実施している。</p> <p>この政策目標の達成状況を把握するため火災の発生件数、死者数、放火火災の発生件数、小規模雑居ビルの消防法令違反率、危険物事故の発生件数、発生率及び損害額、危険物施設に係る命令是正率を指標として定めている。</p> <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防法第8条~第8条の2の4、第17条等 消防法第10条第3項、第12条第1項、第16条の5、第11条の5 等 	平成18年度

項目	政策	達成目標	業務	指標又は参考となる指標(当該指標に係る目標、目標年次)	達成目標及び指標等の解説	政策の実績を総括すべき時期
	二 - 3 災害に強いまちづくりの推進	災害による被害の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・消防防災施設整備の推進(耐震性貯水槽) ・消防防災設備整備の推進(防災行政無線) ・地域の防災基盤の整備促進 ・地域防災計画の見直しの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性貯水槽の整備数(3,101基、平成13~平成17年度) P ・防災行政無線の整備率(市町村同報系70%、平成17年度末移動系90%、平成17年度末地域防災無線(地震対策強化地域等)20%、平成17年度末) P ・公共公用施設の耐震改修実施件数(299施設、平成13~平成17年度) C ・自然災害による死者数の推移 C ・自主防災組織の組織率の推移 C ・市区町村地域防災計画の阪神・淡路大震災以降の修正状況 P ・都道府県における防災・危機管理専門職の設置状況 P ・地域防災計画原子力災害対策編の作成又は修正率 P 	<p>大地震等の大規模災害において被害を最小限に抑えるために、地域防災計画の作成、公共公用施設の耐震化等の各種の事業を推進している。</p> <p>この政策目標の達成状況を把握するため地震災害による被害の軽減に資する耐震性貯水槽の整備数、防災行政無線の整備率、公共公用施設の耐震改修実施件数、地域防災計画の修正率を指標として定めている。</p> <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号) ・大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号) ・地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号) ・災害対策基本法第40条第1項、第42条第1項 	平成18年度
	二 - 4 救急業務の充実・高度化	救命率の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・応急手当の高度化の推進 ・救急救命士制度の充実と救急救命士の養成 ・救急隊員の教育訓練を充実 ・消防・防災ヘリコプターの積極的活用 ・救急資機材の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・救急救命士制度の導入による救命率の向上 C ・救急救命士の数(救急隊1隊当たり1人以上)(全救急隊の75%の隊に救急救命士を1人以上配置、平成17年度末) P ・教育訓練を受けた救急隊員の数(全隊員が救急課程又は救急標準課程を受講した救急隊員により構成(概ね100%)、平成17年度末) P ・消防・防災ヘリコプターの災害出動の推移 P ・都道府県・消防本部ヘリコプターによる出動状況 P ・救急資機材の整備状況(全救急隊の75%の隊(救急救命士が配置された救急隊)に高規格救急自動車を配置、平成17年度末) P ・救急出場件数の推移 P ・救急隊数の推移 P ・高度な救急救命処置の実施状況の推移 P ・常時指示、事後検証及び再教育の実施状況 P ・ヘリ保有機数の推移 P ・心肺停止傷病者に対する応急手当の実施有無別救命率 C ・応急手当実施率 C ・救命講習回数・救命講習受講者数 C 	<p>消防における救急業務は、傷病者を速やかに医療機関等へ搬送し救命効果を向上させることにある。このため、救急現場及び搬送途上における応急措置の充実、ヘリコプターによる搬送等救命率向上のために努めている。</p> <p>この政策目標の達成状況を把握するため救急救命士の処置範囲の拡大、搬送された患者の救命率、救急救命士の数、教育訓練を受けた救急隊員の数、消防・防災ヘリコプターの救急出動件数、救急資機材の整備状況を指標として定めている。</p> <p>(当該施策に係る主な法令、閣議決定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防力の基準第23条第3項 	平成18年度

項目	政策	達成目標	業務	指標又は参考となる指標(当該指標に係る目標、目標年次)	達成目標及び指標等の解説	政策の実績を総括すべき時期
又 統計行政の推進	又 - 1 社会・経済の実態を的確に把握した統計調査の実施	社会・経済の変化に対応した統計調査等の実施に向けた的確な調整	<ul style="list-style-type: none"> ・統計法及び統計報告調整法に基づく、指定統計調査及び承認統計調査についての的確な審査の実施 ・産業連関表等加工統計及び統計分類の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定統計調査の審査件数(指定統計調査の計画変更の審査:40件程度(うち重要な変更を伴う10件程度について統計審議会に諮問)、平成15年度) ・承認統計調査の審査件数 ・主な調整事例 ・産業連関表の作成・調整(平成12年(2000年)産業連関表速報を公表:1回、平成15年度) ・標準統計分類の設定・調整 ・「統計行政の新たな展開方法」の検討状況 	<p>政策上必要な統計を作成するために各行政機関それぞれが統計調査を実施するという我が国の「分散型統計機構」において、調査相互の重複や漏れが調整され、調査対象となる国民の負担軽減が図られた上で、統計調査が実施されるという政策を実現するためには、総務省が行う調整業務は必要不可欠なものである。また、その調整業務の一環として行われている産業連関表の作成や標準統計分類の調整についても統計整備及び統計利用の一層の推進の観点から必要なものである。</p> <p>評価に当たって用いる指標は、調整の結果として、社会・経済の状況を踏まえ時宜にかなった統計の整備が的確に行われているかを把握し、評価するための基礎的な情報である。</p> <p>なお、この政策は、単年度のものではなく、継続的に行われるものであるため、個別に目標年次を設定することはできない。</p> <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統計法、統計報告調整法 	平成18年度
	又 - 2 国・地方が共同で行う統計調査の円滑かつ効果的な実施	国・地方が共同で行う統計調査の効果的・効率的な実施体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・地方統計主管組織への支援 ・統計専任職員制度の的確な実施 ・地方統計職員業務研修への支援 ・統計調査員確保対策事業の実施等 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方研修(都道府県実施)の開催状況 ・中央研修受講者数 ・中央研修受講者の満足度 ・統計専任職員制度関係業務指導等の実施状況(統計専任職員制度に関する業務監査:10県程度を対象、平成15年度) ・登録基準数 ・登録調査員数 ・登録者率(登録基準数に対する登録調査員数の割合:100%超) ・調査従事率(8割前後を維持、平成15年度) ・登録調査員中央研修の受講者数(登録調査員中央研修:1回、150人程度の受講者、平成15年度) ・登録調査員実務研修の受講者数(登録調査員実務研修:1回、70人程度の受講者、平成15年度) ・指導者研修の受講者数(地方統計職員指導者研修:1回、50人程度の受講者、平成15年度) ・総務省における研修について、受講者のアンケートに基づく満足度 ・登録調査員を対象にした地方公共団体における研修の実施状況 ・各種統計調査員表彰により表彰された統計調査員数(100人程度、平成15年度) ・「統計行政の新たな展開方法」の検討状況 	<p>政府が行う統計調査については、都道府県や市町村を経由した上で統計調査員を別途任命して行われる調査が多い。そのような調査が円滑に行われるという政策を実現するためには、国のみならず、地方における統計組織の充実を図るとともに、地方における統計業務が合理的に進められるよう支援する必要がある。</p> <p>評価に当たって用いる指標は、地方への支援状況が明らかになるものであるとともに、特に、統計調査員確保対策事業の推進状況を把握し、評価するための基礎的な情報である。</p> <p>なお、この政策は、単年度のものではなく、継続的に行われるものであるため、個別に目標年次を設定することはできない。</p> <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等)</p>	平成18年度

項目	政策	達成目標	業務	指標又は参考となる指標(当該指標に係る目標、目標年次)	達成目標及び指標等の解説	政策の実績を総括すべき時期
	又 - 3 官庁統計に対する国民の協力の確保	官庁統計に対する国民の協力の確保のための統計普及事業等の的確な実施	<ul style="list-style-type: none"> 各府省・地方公共団体等の協力を得て行う統計普及事業等の的確な実施 負担軽減対策等の的確な実施 	<ul style="list-style-type: none"> 普及・広報活動 (「理論家と実務家による官庁統計シンポジウム」: 1回、平成15年度) (小中学校の教職員を対象にした研修: 1回、90人程度の参加者、平成15年度) 報告者の負担軽減関係 (事業所・企業データベースを利用して重複是正を図る調査数: 50程度、平成15年度) 「統計行政の新たな展開方法」の検討状況 	<p>P</p> <p>C</p> <p>P</p> <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「『統計の日』について」(昭和48年7月3日閣議了解) 「国の行政組織等の減量・効率化等に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)第1の6(1) 	平成18年度
	又 - 4 統計に関する国際協力の推進	国際協力のための関係府省の調整及び国際的な要請への的確な対応、情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 国際会議への的確な対応 国際機関等からの情報提供要請への対応 その他国際協力に関する事項の的確な実施 	<ul style="list-style-type: none"> 国際機関等への情報提供及び照会対応件数 国際機関向けの統計刊行物の件数 統計関係国際会議への対応状況 議題が各府省の所省にまたがる国際会議での政府としての対応について調整した事例 国際会議での主な対応事例 国際統計に関する関係府省連絡会議において情報の共有化を図った国際会議の数 (国際統計に関する関係府省連絡会議: 2回程度(40程度の国際会議についてその情報の共有を図る。)、平成15年度) 国際統計事業への協力 「統計行政の新たな展開方法」の検討状況 	<p>P</p> <p>P</p> <p>P</p> <p>P</p> <p>P</p> <p>P</p> <p>P</p> <p>P</p> <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等)</p>	平成18年度

項 目	政 策	達 成 目 標	業 務	指標又は参考となる指標(当該指標に係る目標、目標年次)	達成目標及び指標等の解説	政策の実績を総括すべき時期
	又 - 5 - 1 国勢の基本に関する統計の作成	社会・経済の変化及び統計需要への的確な対応	<ul style="list-style-type: none"> 統計需要に的確に対応した統計の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 統計調査の実施状況(経常調査を以下のとおり実施、平成 15 年度) 労働力調査等：5 本(毎月公表するもの) 個人企業経済調査等：3 本(四半期に 1 回公表するもの) (周期調査を以下のとおり実施、平成 15 年度) 科学技術研究調査：1 本(年に 1 回実施するもの) 住宅・土地統計調査：1 本(5 年に 1 回実施するもの) 調査事項・項目の充実の状況 集計内容・事項の充実の状況 国際的基準を踏まえた統計の整備状況 結果公表の迅速性確保の状況 利用者のニーズ等の把握のための研究会等開催状況 	<p>国の重要な政策課題に対応するための施策の企画・立案等に必要な統計データを得るために、統計調査を的確に実施していくことは不可欠である。また、既存の統計で得られない場合に、新たな統計調査の実施は不可欠であり、実績を評価する上での的確な指標である。</p> <p>IT 化の進展などの社会経済状況の変化に伴う調査事項・項目の充実、各種施策の立案等に必要な統計データを得るための不可欠なものであり、実績を評価する上での的確な指標である。</p> <p>都道府県別結果の充実などの結果表章地域区分の充実や分類区分の充実、地域や特定分野に着目したきめ細かな各種施策の立案等に必要な統計データを提供するための不可欠なものであり、実績を評価する上での的確な指標である。</p> <p>統計の分類や区分等を国際基準に準拠し実施することは、我が国と各国の現状を国際比較するために不可欠であり、国際的な統計需要に対応するとともに、実績を評価する上でも欠くことのできない的確な指標である。</p> <p>各種施策の立案等に必要な基礎データをタイムリーに提供することは極めて重要であり、統計的的確性に関する実績を評価する上での的確な指標である。</p> <p>学識経験者や統計に関する有識者の参加を得た研究会を開催することは、IT 化の進展などの社会経済状況の変化に伴う統計需要に的確に対応した統計データを作成・提供するために重要であり、実績を評価する上での的確な指標である。</p> <p>なお、この政策は、単年度のものではなく、継続的に行われるものであるため、個別に目標年次を定することはできない。</p> <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 統計法 	平成 18 年度
		統計調査の円滑かつ効率的な実施及び統計の信頼性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な調査方法等の導入の推進 統計調査の実施の円滑化 調査客体及び利用者に対する情報開示・広報の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な調査方法等の導入の状況 情報通信技術の導入状況(統計事務(調査員調査)における情報通信技術の利用に関する試験調査を実施：1 回、平成 15 年度) 統計調査の円滑化を図るための各種施策の実施状況 情報開示・広報に関する施策の実施状況 	<p>調査票のOCR 化、地方公共団体から提出される調査結果の磁気化などの効率的な調査方法等の導入は、統計調査の円滑な実施、統計調査の結果公表の早期化等を図る上で重要であり、実績を評価する上での的確な指標である。</p> <p>統計調査実施における情報通信技術の導入は、統計調査の円滑な実施、結果公表の早期化等を図る上で重要なものであり、実績を評価するための的確な指標である。</p> <p>統計調査員の安全確保対策、調査の流れに沿った地方公共団体、調査員、調査対象者からの意見要望への対応などの各種施策は、統計調査を円滑に実施するために重要であり、実績を評価する上での的確な指標である。</p> <p>調査方法、調査内容、結果推計方法等の周知、調査対象者への調査結果の還元などの情報開示や広報は、統計調査の円滑な実施や統計の信頼性を確保するために重要であり、実績を評価する上での的確な指標である。</p> <p>なお、この政策は、単年度のものではなく、継続的に行われるものであるため、個別に目標年次を設定することはできない。</p> <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等)</p>	

項目	政策	達成目標	業務	指標又は参考となる指標(当該指標に係る目標、目標年次)	達成目標及び指標等の解説	政策の実績を総括すべき時期	
	ヌ - 5 - 2 統計情報の的確な提供	統計情報の利用の推進及びユーザーの利便性の向上	・統計情報の的確な提供及びそのための情報基盤整備・運用 ・一般利用者向けインターネットサイトの整備・運用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・府省及び地方公共団体との統計情報の共有化の状況 (総合統計データベースの収録ファイルの追加：5,000件、平成15年度) (地方公共団体との統計情報の共有) ・一般利用者向けインターネットサイトの整備・運用状況 (ホームページ収録ファイルの追加：10,000件、平成15年度) (統計データFAQの充実：5分野追加(国民経済計算、運輸・通信など)、平成15年度) (統計データ・ポータルサイトの運用状況) ・総合統計書の刊行状況 (日本統計年鑑、日本の統計、世界の統計などの総合報告書を刊行：1回、平成15年度) (日本統計月報、P S I月報を刊行：12回(毎月)、平成15年度) ・各府省、一般利用者からの統計情報の提供及び利用に係る意見等の反映状況 	<p>P</p> <p>P</p> <p>P</p> <p>P</p>	<p>政府が保有する統計情報をインターネット上で高度に利活用できる仕組み(統計G I Sプラザや統計データ・ポータルサイトなど)の構築を含め、府省、都道府県、一般利用者の対象別に提供する統計情報の充実や利用状況を把握することは、評価するための基礎的な情報である。</p> <p>統計情報が的確に提供及び利用されているかを把握することは、評価するための基礎的な情報である。</p> <p>ユーザーからの意見等に対する対応状況を把握することは、評価するための基礎的な情報である。</p> <p>なお、この政策は、単年度のものではなく、継続的に行われるものであるため、個別に目標年次を設定することはできない。</p> <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等)</p> <p>・「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」(平成14年6月25日閣議決定)第2部2(4) (聖域を排した民業拡大)</p>	平成18年度
ネ 恩給行政の推進	ネ - 1 恩給年額の適正な改定	物価、公務員給与等の状況を総合的に勘案した恩給年額の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・恩給関係法令の制定、改廃 ・恩給制度等に関する調査の実施 (受給者等の生活状況、要望の把握のための調査、他の制度に関する調査) 	<ul style="list-style-type: none"> ・恩給改定措置予算案の作成(恩給改定措置に必要な経費を政府予算案に盛り込む。平成15年度) ・恩給法改正法の成立 	<p>P</p> <p>P</p>	<p>総務省には、恩給制度が国家補償の性格を有していること等を踏まえつつ、恩給年額の適正化を図ることが求められていることから、物価、公務員給与等の状況を総合的に勘案した恩給年額の適正化を達成目標として設定している。</p> <p>総務省では、恩給年額の適正化に当たり、物価・公務員給与等の諸事情を総合的に勘案し、改定措置が必要と認められる場合は、恩給改定措置予算案を作成の上、政府予算案に盛り込むとともに、同予算案を具現化するための恩給法改正法案を国会に提出し、国民の代表で構成される国会において可決・成立されることにより、恩給年額の適正な水準が確保されるものであることから、目標の達成状況を把握するため、恩給改定措置予算案の作成、恩給法改正法の成立を指標として設定した。</p> <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等)</p> <p>・恩給法</p>	平成18年度
	ネ - 2 受給者等に対するサービスの向上	受給者等の恩給に対する理解の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・相談会等の開催 ・相談室における面談・電話相談の実施 ・広報資料の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談会等の開催回数、参加者数(全国7カ所で各1回開催、平成15年度) ・恩給相談件数 ・広報資料の配布部数(全受給者(約130万人)に対して配布、平成15年度) 	<p>P</p> <p>P</p> <p>P</p>	<p>総務省には、恩給の対象者が原則として既裁定者であり、新規参入者がなく、その大部分が旧軍人という特殊な職務に服した者やその遺族であって、極めて高齢であること等を踏まえ、恩給受給のための手続をより円滑に行えるようにするため、受給者等の恩給に対する理解の向上を図ることが求められていることから、受給者の恩給に対する理解の向上を達成目標として設定している。</p> <p>総務省では、受給者等の恩給に対する理解の向上に資するため、全国各地に職員を派遣し、恩給改定措置についての説明にあわせて受給者等からの質問や相談に応じる相談会等を開催するとともに、受給者等から寄せられる電話や手紙等による相談に対して懇切丁寧に応じており、また、各種の申請・届出手続や恩給の支給期、相談窓口等について周知する内容の広報資料を受給者に配付していることから、目標の達成状況を把握するため、相談会等の開催回数、参加者数、恩給相談件数、広報資料の配布部数を指標として設定した。</p> <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等)</p>	平成18年度

項目	政策	達成目標	業務	指標又は参考となる指標(当該指標に係る目標、目標年次)	達成目標及び指標等の解説	政策の実績を総括すべき時期
		受給者等の負担軽減	・恩給の申請・届出等手続の電子化の推進(インターネット申請・届出手続の整備、住民基本台帳ネットワークの活用)	・電子化に係る法令の整備実績(電子化についての仕組みの整備、平成15年度) ・インターネット申請・届出件数 ・住民基本台帳ネットワークの活用件数(延べ約550万件、平成15年度)	<p>総務省には、恩給受給者の高齢化が進んでいること、申請負担軽減対策が政府方針として閣議決定されていること等を踏まえ、受給者や請求者あるいはそれらの家族が恩給受給のための手続をより円滑に行えるようにするため、受給者等の負担を軽減するための取組を行うことが求められていることから、受給者の負担軽減を達成目標として設定している。</p> <p>総務省では、「総務省行政手続の電子化推進アクション・プラン」(平成14年7月)に基づき、受給者の住所変更届や支給郵便局変更届等11手続について、15年度中にオンライン化を実施するための法令及び手続の受付体制の整備を行っている。また、従来、受給者の生存確認のため、毎年、住民票記載事項の市区町村長の証明の提出を義務付けていたが、15年4月からは、総務省において住民基本台帳ネットワークを利用した生存確認を年4回の恩給支給期ごとに行っている。</p> <p>このことから、この目標の達成状況を把握するため、電子化に係る法令の整備実績、インターネット申請・届出件数、住民基本台帳ネットワークの活用件数を指標として設定した。</p> <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳法・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 ・申請負担軽減対策 	
ノ 旧日本赤十字社救護看護婦等処遇事業等の実施	ノ-1 旧日本赤十字社救護看護婦等の処遇等に関する事業の推進	旧日本赤十字社救護看護婦等に対し、慰労給付金の支給等を行い、労苦に報いるとともに、今次の大戦における戦争の惨禍と平和の尊さを後世に伝えることにより、死没者の慰霊に資する	・慰労給付金に係る補助金の交付等 ・一般戦災死没者慰霊事業の委託	・慰労給付金支給者数(慰労給付金支給:1500件、平成15年度) ・書状贈呈者数(書状贈呈:100件、平成15年度) ・一般戦災に係る啓発資料等の作成、配布実績及び展示会開催実績(展示会:1回開催、戦災に関する啓発ビデオの作成・配布:約500本作成配布、戦災に関する普及啓発資料の作成・配布:約10万部作成配布、平成15年度)	<p>総務省は、日本赤十字社が行う、戦時中に軍の命令により戦地等で勤務した旧日本赤十字社救護看護婦等に対する慰労給付金の支給事業に要する経費を全額補助するとともに、慰労給付金未受給者に対しては、請求に基づいて内閣総理大臣名の書状を贈呈している。</p> <p>また、総務省は、先の大戦における空襲等による一般戦災死没者の慰霊に資するとともに、その戦災の惨禍を後世に伝えるため、一般戦災に関する啓発資料の作成、配布及び戦災都市における展示会の開催を実施している。</p> <p>これらの実績は、旧日本赤十字社救護看護婦等の労苦に報いたか、また、一般戦災死没者の慰霊に資することができたかどうかの判断をする場合の目安として、適当であると考えられる。</p> <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等)</p>	平成18年度
ハ 日本学術会議活動計画の実施	ハ-1 日本学術会議活動計画に基づく課題の円滑かつ重点的な推進	日本学術会議第19期活動計画に基づく課題を円滑かつ重点的に推進することにより、我が国の科学の向上発達を図り行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させる。	日本学術会議第19期活動計画に基づく課題等の円滑かつ重点的な推進	・主催公開講演会開催数(2回程度開催、平成15年度) ・地域振興フォーラム開催数(3回程度開催、平成15年度) ・ホームページ(おもしろ情報館)アクセス件数 ・国際学術団体への加盟数 ・二国間学術交流 ・代表派遣 ・国際会議の開催状況(国内の学術協力団体と協力しての国際会議開催:8回程度、平成15年度) ・アジア学術会議 ・総合学術会議意見具申を受けた改革の推進	<p>日本学術会議は、学術の進歩に寄与することを使命とし、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的として設立されたものであり、これを具体化するために、日本学術会議第19期活動計画に基づく課題を円滑かつ重点的に推進する。</p> <p>また、評価の指標は、日本学術会議第19期活動計画に基づく課題等について運営審議会附置評価委員会(仮称)において自主的に点検・評価を行う。</p> <p>(当該政策に係る主な法令、閣議決定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本学術会議法(昭和23.7.10 法律第121号) 	平成17年度 (日本学術会議第19期終了時)

(注) 主要な政策について網羅的に対象にするとともに、政策ごとに番号を付しています。また、同一の政策には原則として毎年度同じ番号を付しています。

(注) 指標欄中、Cはアウトカム指標、Pはアウトプット指標、は目標を数値化したもの、は来年度の実績評価を行うために設定した指標等であるが、本年度の評価を行う上で有効であるため今回の評価の参考とした指標等を指します。